

第9回市民協働指針検討委員会 会議録

日 時	平成19年5月9日(木) 10:00~12:00
場 所	303会議室
出席者	<p>委 員 泉谷 清、鎌倉 洲夫、小杉 恵津子、吉田愛子 久保 純一、松本 史典、富塚 広、瀬川 真弓</p> <p>恵庭市 生活環境部廃棄物対策課長 今井 正道 同主幹 原田 次男 企画財政部次長 北林 剛 広報広聴課長 吉田 真俊</p>
<p>1. 第8回委員会議事録確認</p> <p>2. 質疑及び意見交換</p> <p>事務局： 前回の会議でありました、ゴミ対策の話を知りたいとのことから、生活環境部廃棄物対策課今井課長と原田主幹に出席いただき、「一般廃棄物処理基本計画」と設置しようとしている「ごみへらし会議」について、市民協働の観点を踏まえて説明してもらいます。</p> <p>今井課長： 資料「一般廃棄物処理基本計画」</p> <p>26ページ～ (2)ごみ減量化の目標値の設定 29ページ～ 1.新システムによるごみ処理フロー 2.排出抑制と収集運搬計画 40ページ～ 5.ごみ減量化に関する意識啓発、環境教育の推進 42ページ～ 6.市民・事業者・市の役割分担と協働</p> <p>上記について説明。</p> <p>原田主幹： 資料「市民提案と市民参加会議」</p> <p>「ごみへらし会議」について説明。 5月18日まで15名程度を公募している。現在6名ほどの応募がある。企業関係者の枠は設けていないがそういった方にも参加していただければと考えている。11月までにゴミ減らしのための新しい施策案を市に提案する。市では、提案された内容を元に、廃棄物減量等審議会に循環型社会推進施策を諮問し、年度内に決定したいと考えている。</p> <p>委員： 事業系ゴミと直接搬入ゴミがここ数年で大きく減少しているが、その理由は。(11ページ表7)</p> <p>今井課長： H14までは焼却施設が稼働していたが、それ以降、企業等に対して資源化のお願いをして、最終処分場受け入れ規制を厳しくしている事が大きい。</p> <p>委員： 資源物として回収された物が、どのように活用されていくのか周知されていない。最終的にどんなものになるかまで示し、循環型社会をイメージしやすくしてほしい。</p> <p>今井課長： 周知に努める。 循環型社会を考えると、流れる量を少なくしていく事がまず必要と考えている。</p> <p>事務局： 「ごみへらし会議」の目的は。</p>	

原田主幹： 最終的には循環型社会のなかで、それぞれの立場でどういうことが出来るのかといった推進施策の提言を考えている。それを受けて市は審議会に施策の提案をする。当面は施策の提言までを考えているが、検討する中で提言後の役割についても考える事もありうる。

委員： 基本計画と「ごみへらし会議」との関係は。

今井課長： 基本計画で定めた目標を具体的にどう実現していくかを、市民の立場で考えていただくこととなる。

委員： 「ごみへらし会議」の募集には、高校生や大学生なんかも対象にしているのか。

原田主幹： 20歳以上と制限している。

委員： 廃棄物減量等推進審議会とごみへらし会議とのつながりがわからない。70歳年齢制限は必要ないと思う。

事務局： 個別に審議会の年齢制限が必要か否かの議論はこの場でする事とはならないが、ボランティア委員会も含めて委員会の目的である、広く市民の意見を聞くとの広い観点からは、本委員会の意見をまとめる事は意味のあることと考える。

今井課長： 審議会は市の施策案となった段階で内容を審議していただき、ごみへらし委員会は市の施策案作成のための提案をしていただき、施策作りの段階から参加していただく事としている。

事務局： 計画の42ページにそれぞれの役割について書かれているが、市民にどのように周知していくのか。

今井課長： プラ回収だけでなくごみ問題全般についての住民説明会を行っている。計画にある市民の役割については主な取り組みで、さらにごみへらし会議の中でも検討されていく。

委員： 道川の駅の関係で中学校各2名の生徒に参加してもらって話し合いをしていた。大人でない目線でのごみ問題に対する考えも、中学生くらいになれば出てくると思う。会議のメンバーという事でなくても、臨時的に意見を聞くと言う事も考えられるのでは。

今井課長： そういうことを、ごみへらし会議の中から出てくればと考えている。

委員： 事業者の役割は重要だが、ごみへらし会議の中に事業者としての参加は考えているのか。計画策定段階で、市民意見を反映させるような市民参加、協働といった手法をとったか。

今井課長： 計画は市段階で策定した。ごみへらし会議の中で計画の見直しも考えていただきたい。事業者の参加は、枠組みとして考えていないが、何らかの形で参加は必要なことと考えている。

委員： 協働とは何だろうと考えるとき、身近なごみ問題を通して考えるのが分かりやすいだろうということで、委員会を進めている。こうした計画を作ることは必要な事と考えるが、実際にはごみ出しのマナーが悪かったり、道にごみが落ちていたりしている。行政でも市民説明会の開催を考えているようだが、なかなか浸透しない。市民自ら、意識の向上のためのフォーラムなどを開いていく必要性を感じている。そうした場合、ごみ処理の現場にいる業者の話聞くのが実態がわかっているのかと考えている。協働を考える上でもそういった市民の活動、それに対する行政の対応がこれからの課題だ。

委員： 市民の応分の負担が必要になるが、そのときの前提になるのが市役所の情報公開だと思う。基本計画では、ごみの回収運搬や処理にどれくらいのコストがかかっているのか出ていない。こうした情報は市民に判りやすく公開すべきと思うが。

今井課長： 現状では予算書を見ていただく他ないが、こうしたこともごみへらし会議の中で検討していただきたい。コストも含めて現状、実態についての情報を市民に分かっていただく啓発材料を工夫をしていく。

事務局： 指針の関係で、以前出していたVer. 2を基に、富塚委員や鎌倉委員の修正案を加えて、Ver. 3を作ったので、次回会議までに内容を検討してきていただきたい。

資料「協働指針案 Ver. 3」

次回会議 5月23日 18:45から

恵庭市一般廃棄物処理基本計画

恵 庭 市

目 次

計画策定にあたって

計画策定の目的	2
---------	---

ごみ処理編

第1章 ごみ処理の現況	4
第1節 ごみ処理の沿革	4
第2節 ごみ処理の現状	6
1．現在のごみ処理フロー	6
2．排出抑制と分別の現状	8
(1) 発生段階でのごみの減量化の状況	8
(2) 分別種類と排出方法	9
3．収集運搬の現状	10
4．中間処理の現状	12
(1) 中間処理の方法	12
(2) 資源化処理の状況	14
5．再生利用率（リサイクル率）の現状	15
6．最終処分の現状	16
第3節 ごみ処理の課題	18
1．分別排出と収集運搬段階での課題	18
2．中間処理段階での課題	18
3．最終処分段階での課題	18
4．ごみの減量化に関する啓発・環境教育の課題	19
第2章 ごみ処理基本計画	20
第1節 基本理念	20
第2節 基本方針	21
1．発生から処分まで総合的にごみの減量化に取り組む	21
2．ごみ処理・処分に伴う環境への負荷を低減させる	21
第3節 計画の前提となる諸条件及び目標値	22
1．計画の位置付けと目標年度	22
2．計画区域と計画人口	23
3．ごみ減量化の目標値	24
(1) 現状で推移した場合のごみ排出量の予測	24

(2) ごみ減量化の目標値の設定-----	26
第4節 処理計画及び目標達成のための施策-----	29
1．新システムによるごみ処理フロー-----	29
2．排出抑制と収集運搬計画-----	31
(1) 排出抑制のための施策-----	31
(2) 分別収集運搬に関する施策-----	32
(3) 排出ごみの計画量-----	34
3．中間処理計画-----	35
(1) 最適な中間処理のための施策-----	35
(2) 中間処理の計画量-----	36
(3) リサイクル率の将来予測-----	36
4．最終処分計画-----	37
(1) 最終処分に関する施策-----	37
(2) 最終処分の計画量-----	38
5．ごみ減量化に関する意識啓発・環境教育の推進-----	40
6．市民・事業者・市の役割分担と協働-----	42
7．処理コスト管理の適正化-----	44
8．産業廃棄物処理に関する取り組みについて-----	44
9．災害廃棄物対策について-----	45

生活排水処理編

第1章	生活排水処理の現況	48
第1節	生活排水処理の形態	48
第2節	生活排水処理の現状	50
1.	生活排水処理対策別の状況	50
(1)	公共下水道の状況	50
(2)	単独・合併処理浄化槽の状況	50
(3)	汲取りし尿処理の状況	51
(4)	形態別の人口推移	51
2.	し尿・浄化槽汚泥の発生量及び処理状況	52
(1)	収集運搬の体制	52
(2)	し尿・浄化槽汚泥の受入れ状況	52
(3)	し尿処理施設の現状	53
第2章	生活排水処理基本計画	54
第1節	基本理念	54
第2節	基本方針	55
1.	公共下水道事業を推進する	55
2.	合併処理浄化槽の整備を推進する	55
3.	し尿・汚泥を適正に処理する	55
第3節	計画の前提となる諸条件及び目標値	56
1.	計画の目標年度	56
2.	計画区域と計画人口	56
3.	目標値の設定	56
第4節	処理計画及び目標達成のための施策	58
1.	生活排水の処理主体	58
2.	生活排水処理計画	58
(1)	公共下水道の整備計画	58
(2)	合併処理浄化槽の整備計画	59
(3)	形態別の人口予測	59
(4)	し尿・浄化槽汚泥の処理計画	60
3.	生活排水処理に関する広報・意識啓発の推進	62
4.	処理コスト管理の適正化	62
5.	浄化槽の適正管理の推進	62



計画策定にあたって

計画策定の目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」と記す）」の第6条第1項の規定により、市町村はその行政区域内において排出された一般廃棄物の処理に関する基本計画を策定しなければならないものとされています。本市では昭和35年4月に恵庭町(当時)清掃条例を施行して以来、区域内の生活衛生の向上とごみの適正処理を図ってきました。昭和58年度には最初の「恵庭市ごみ処理基本計画」を策定し、その後、平成6年度に廃棄物処理法の改正を取り入れるかたちで、生活排水処理も含めての計画を策定し、一般廃棄物処理行政の方向性を定めてきました。

この間、市民の社会・生活様式の変化とともに、本市では人口の増加と伴い、ごみの量が依然としてはっきりとした減少傾向にあるとは言えません。一方、ごみ処理の問題についてはダイオキシン類による汚染や地球の温暖化等、地域内に限定されず広範囲の環境にまで影響を拡大してきています。私たちの社会が持続的に発展するためには、現在の社会経済システムや生活スタイルを改め、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が少ない社会を実現しなければなりません。

また、生活排水処理の点では、本市は公共下水道事業を積極的に推進しており、高いレベルでの水洗化普及率を達成しています。下水道処理区域外においては合併浄化槽の普及に取り組んでいますが、雑排水の一部が未処理のまま公共水域に排出されている現状があり、周辺自治体の水道水源の上流部を抱えるまちの責務として、水質の保全に努めなければなりません。

国では、平成12年の「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめとしてリサイクル関連法の整備を行いました。その結果、ごみ処理広域化の推進、さらには単独浄化槽の新設禁止等、廃棄物処理行政を取り巻く状況は著しく変化してきています。これを本市の状況で見ますと、ごみ処理の中核であったごみ焼却場も旧式化やダイオキシン類対策のために平成14年11月末をもって運転休止となり、広域体制での新焼却施設の整備が急務となっています。また、最終埋立処分場の残余容量の減少への対応も必要となってきています。

これらのことから、循環型社会の構築を目指して市民・事業者・市が一体となってごみの減量化や再資源化及び貴重な水資源の確保に取り組み、長期的・総合的な視野に立った効率的な一般廃棄物処理を行っていくことを目的として、平成6年度策定の基本計画を見直し、新たに本計画を策定するものです。



ごみ処理編

第 1 章 ごみ処理の現況

第 1 節 ごみ処理の沿革

本市のごみ処理は、昭和 30 年代の半ばまで各家庭等で自家処理されていましたが、昭和 35 年の恵庭町(当時)清掃条例の施行を機に、委託によるごみ収集業務を開始し、町(当時)による公共処理の第一歩となりました。

昭和 41 年には白樺町ごみ埋立場を開設し、昭和 48 年からはそれまで有料制であった一般家庭ごみの収集手数料を無料制に移行しました。昭和 35 年から昭和 40 年代は本市のごみ処理の第 1 期と言えます。

昭和 54 年に本市初のごみ焼却施設が完成、運転を開始し、それに合わせて可燃ごみと不燃ごみの分別収集を導入しました。昭和 59 年には、盤尻地区で破碎処理施設並びに最終処分場が供用を開始し、収集運搬から中間処理、最終処分まで適正処理のための一貫した体制が確立したこの時期は第 2 期と言えます。

しかし、その後ダイオキシン類対策やごみの再資源化に代表されるように、環境負荷を軽減させるという考え方とともに法整備も進み、ごみ焼却施設については旧式化により、厳しくなったダイオキシン類濃度基準などへの対応が難しくなったことから、平成 14 年中に運転を休止し現在に至っています。第 3 期の今後は、新焼却施設の整備も含めて、将来にわたってさらに環境保全型のごみ処理体制が必要となっています。

本市のごみ処理の経緯年表を表 - 1 に示します。

表 - 1 恵庭市ごみ処理の経緯年表

年次	ごみ処理事業の経緯
昭和 35 年以前	・この時期は各家庭等において自家処理されていた
昭和 35 年	・恵庭町（当時）清掃条例施行 ・ごみ収集（委託）開始（有料制） ・埋立による処理・処分開始
昭和 38 年	・ごみ収集の町（当時）直営による収集開始（有料制）
昭和 41 年	・本町（当時）白樺町地区に白樺町ごみ埋立場開設 埋立容量：549,000 m ³
昭和 48 年	・一般家庭ごみ収集手数料の無料制に移行
昭和 54 年	・島松沢地区にごみ焼却施設が完成し、5 月より本格運転を開始 恵庭市ごみ焼却場 処理能力：75t / 24h（1 炉） ・可燃ごみと不燃ごみの分別収集の開始
昭和 57 年	・盤尻地区に破碎処理施設及び最終処分場用地を取得し建設に着手
昭和 59 年	・盤尻地区の破碎処理施設及び最終処分施設の供用開始 恵庭市ごみ処理場 破碎処理施設（併用施設） 処理能力：30t / 5h 最終処分場 埋立容量：765,200 m ³ （平成 16 年 3 月現在）
昭和 61 年	・粗大ごみの収集開始
平成 4 年	・生ごみ処理容器購入助成制度開始 ・集団資源回収モデル事業実施
平成 5 年	・廃棄物減量等推進審議会設置（平成 6 年 3 月）
平成 7 年	・可燃ごみ、不燃ごみの指定袋制を開始
平成 11 年	・道央地域ごみ処理広域化推進協議会設立
平成 12 年	・資源物の分別収集開始 ・島松沢地区に資源化处理施設が完成、運転開始 恵庭市リサイクルセンター 処理能力：11t / 5h
平成 13 年	・家電リサイクル法施行により家電四品目の市収集取り止め
平成 14 年	・ダイオキシン類規制強化等に伴いごみ焼却場の運転休止に伴い可燃ごみの埋立を開始
平成 16 年	・ごみ処理の効率化のためごみ破碎処理施設の運転休止

第2節 ごみ処理の現状

1. 現在のごみ処理フロー

本市の現状のごみ処理は、ごみの分別種類として可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物及び有害・危険ごみの5区分があります。

処理フロー別には、

排出者自らが排出抑制し、分別して排出する段階

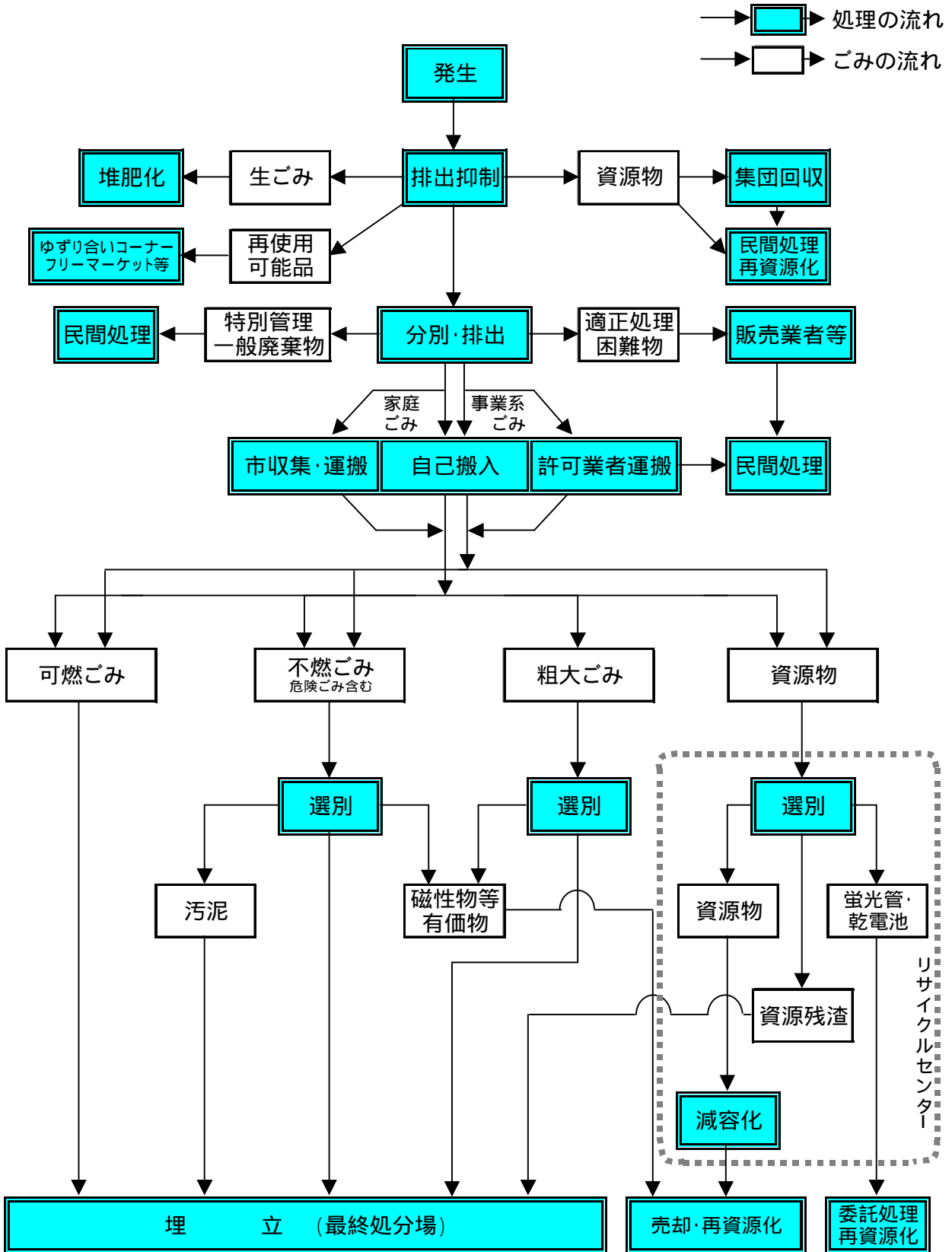
市が収集し、あるいは排出者が直接運搬する収集運搬段階

市による、再資源化等の中間処理段階

埋立てた対象ごみや中間処理後の残渣等を埋立する最終処分段階

に分けられます。これらをフローで表すと図 - 1 のようになります。

図 - 1 現在の恵庭市のごみ処理フロー



2. 排出抑制と分別の現状

(1) 発生段階でのごみの減量化の状況

ごみは、そもそもごみとして発生させないで、可能な限り再利用していくことが大切です。現在、本市ではごみ排出者の段階での減量化を進めるため、一般家庭や地域住民団体向けに下表のような施策を実施しています。

表 - 2 排出抑制を支援する市の制度

区 分	制 度 内 容
生ごみ堆肥化容器購入助成	・平成4年から実施 (コンポスト容器)
生ごみ堆肥化資材購入助成 (ダンボール容器用)	・平成14年から実施 (ダンボール容器用資材)
電動生ごみ処理機購入助成	・平成16年から実施 (バイオ式電動生ごみ処理機)
集団資源回収奨励金助成	・平成6年から実施 (対象品目は紙類、びん類、金属類及び布類)

図 - 2 集団資源回収量と参加団体数の実績推移

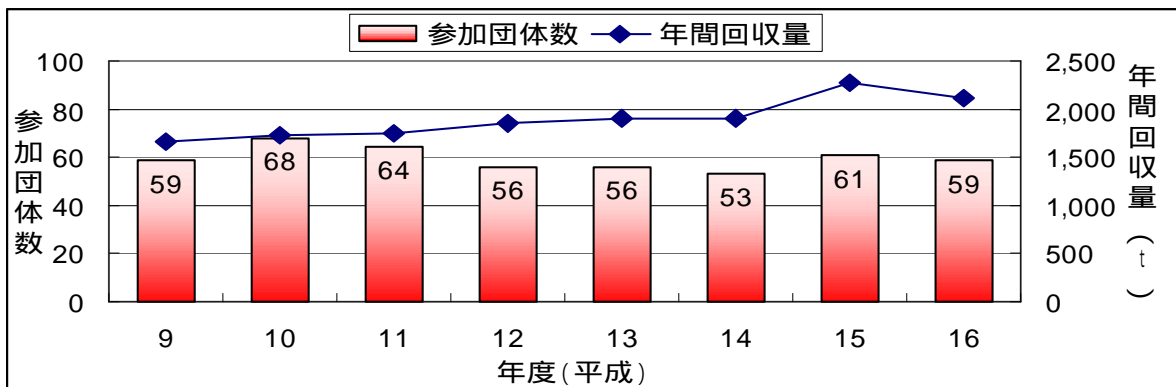


表 - 3 集団資源回収の実績内訳

区分	(年度)	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
集団資源回収の合計量		1,655.2	1,733.2	1,749.9	1,851.5	1,904.1	1,906.4	2,267.8	2,118.8
可燃物量		1,589.0	1,672.0	1,689.4	1,804.7	1,860.9	1,872.2	2,230.5	2,084.1
	紙類	1,589.0	1,672.0	1,689.4	1,804.7	1,860.9	1,872.2	2,230.5	2,084.1
不燃物量		66.2	61.2	60.5	46.9	43.2	34.2	37.3	34.7
	びん類	48.3	48.5	45.1	34.2	33.5	24.3	25.2	21.0
	金属類	16.1	9.9	14.1	11.3	8.8	8.6	11.3	13.3
	布類等	1.8	2.8	1.3	1.3	0.8	1.3	0.9	0.4

平成9年度の不燃物量の内訳のみ、平成10年度以降の実績をもとにした推定値である。
(注：小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。)

(2) 分別種類と排出方法

昭和 54 年の可燃ごみと不燃ごみの分別収集開始以来、数度にわたる分別種類の拡大を経て、現在、次に示すと通りの分別及び排出方法となっています。

表 - 4 ごみの分別及び排出方法

ご み の 分 別 種 類	燃やせるごみ (可燃ごみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみ、食用油等 ・ 紙類 (その他紙製容器包装類、紙おむつ類を含む)
	燃やせないごみ (不燃ごみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源物以外のその他プラスチック製容器包装類 ・ *衣類、皮革類、ゴム類 ・ その他、他に分類されないごみ (市が収集、受入れしないごみを除く)
	危険ごみ (不燃ごみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ スプレー缶、ライター、刃物類等
	資源物	<ul style="list-style-type: none"> ・ びん、缶、ペットボトル ・ 発泡スチロール製容器保護材 ・ 飲料用紙パック、ダンボール、新聞・雑誌類 ・ 乾電池、蛍光管
	粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 粗大ごみ
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃やせるごみ及び燃やせないごみは指定袋により排出 ・ 資源物は透明または半透明袋により排出するか、紐でしばって排出 ・ 粗大ごみは「ごみ」と表示して排出 ・ 危険ごみは「危険」と表示して排出 	
集積方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ ステーション方式と戸別方式を併用 	

*平成 17 年 10 月から衣類の一部を拠点回収により資源化しています。

3 . 収集運搬の現状

ごみの排出者自らが処理場に運搬する自己搬入のほか、本市では、引越し時のように一時期に大量に発生するような場合を除き、一般家庭から日常排出される家庭ごみについては、無料で全世帯（市内全域）を収集対象としています。

また、事業者が事業活動に伴って排出する事業系ごみについては、自己搬入またはごみ収集運搬の許可業者による収集運搬体制をとっており、処理手数料も従量制による有料扱いとなっています。

ごみの排出量の推移で見ると、家庭ごみについては人口増加はあるものの排出量としては概ね横ばい状態です。一方、事業系ごみについては減量化に取り組む事業所も増えてきたことなどにより、平成8年度を境いにやや減少傾向が見られますが、家庭ごみと比較すると年度ごとに増減の波があり、今後も景気などを要因として事業活動の活発化による増加も考えられます。

表 - 5 家庭及び事業系ごみの収集運搬方法

区 分	収集運搬方法	手数料	収 集 頻 度
家 庭 ご み	市による収集運搬（業者委託）または自己による直接搬入	無 料	市街地 可燃ごみ：2回/週 不燃ごみ(危険ごみ含む)・粗大ごみ：2～3回/月 資源物：2回/月 農家地区 可燃ごみ：1回/週 不燃ごみ(危険ごみ含む)・粗大ごみ：2～3回/月 資源物：1回/月
事業系ごみ	許可業者による収集運搬または自己による直接搬入	有 料	ごみ排出事業者と収集運搬許可業者との契約に基づく

表 - 6 本市のごみ処分手数料

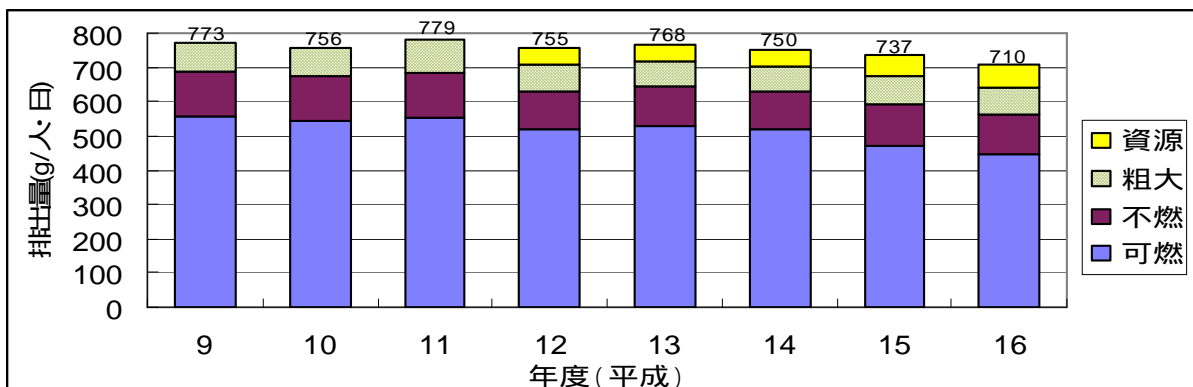
取扱区分		金額
一般家庭が排出する 一般廃棄物		無料（一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物）
事業活動に伴う 一般廃棄物		60円 / 10kg
(参考)	市長の指定する 産業廃棄物	含水率 30%を超え 85%以下の汚泥 110円 / 10kg
		含水率 30%以下の汚泥・その他の産業廃棄物 90円 / 10kg

表 - 7 市が受入れを行ったごみ（一般廃棄物）量の実績

区分	(年度)	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
家庭ごみ	市の収集 (原単位 g/人・日)	19,380	19,266	19,382	19,479	19,570	19,405	18,789	18,152
	可燃ごみ	13,112	12,781	13,099	12,391	12,662	12,535	11,423	10,966
	不燃ごみ	3,048	3,072	3,099	2,671	2,728	2,675	3,006	2,848
	粗大ごみ	1,959	1,974	2,242	1,788	1,826	1,791	2,012	1,906
	資源物	0	0	0	1,159	1,171	1,139	1,516	1,700
	直接搬入	1,261	1,439	942	1,470	1,184	1,266	832	732
	可燃ごみ	18	29	32	36	32	32	24	12
	不燃ごみ	1,244	1,411	910	1,424	1,027	928	533	461
	資源物	0	0	0	10	125	307	275	259
	事業系ごみ		10,156	8,358	7,447	7,604	8,146	7,610	5,453
	可燃ごみ	3,374	3,599	3,853	3,704	4,298	3,705	2,410	2,318
	不燃ごみ	6,782	4,759	3,593	3,901	3,848	3,905	3,043	2,816
合計		29,536	27,624	26,829	27,083	27,716	27,015	24,242	23,287
	可燃ごみ	16,504	16,408	16,985	16,130	16,992	16,271	13,857	13,296
	不燃ごみ	11,074	9,242	7,602	7,996	7,603	7,508	6,581	6,125
	粗大ごみ	1,959	1,974	2,242	1,788	1,826	1,791	2,012	1,906
	資源物	0	0	0	1,169	1,295	1,445	1,791	1,959

(注：小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。)

図 - 3 家庭収集ごみ 1人1日当たりの排出量（原単位）の実績推移



4 . 中間処理の現状

(1) 中間処理の方法

本市が行っていた中間処理は、可燃ごみの焼却処理、粗大ごみ・不燃ごみの破砕処理及び資源物の再資源化処理で、いずれも委託方式により運営していました。

しかし、ごみ焼却場については旧式化したため、厳しくなったダイオキシン類濃度基準や構造基準に対応させるためには相当の経費をかけて改造する必要があったことから、平成 14 年 11 月末をもって運転を休止し、現在可燃ごみは埋立処分を行っています。しかし、環境保全面や適正処理の面において、必ずしも適当な処理方法とは言えないことから、近隣自治体との広域体制による環境保全型の新焼却施設の整備に向けて取り組んでいるところです。

また、破砕処理施設についても、昭和 59 年より運転を開始し 30t / 5h の処理能力がありましたが、老朽化や施設に搬入されるごみから危険物除去等の前処理に手間を要すること、さらに近年は家電製品廃棄物や建設廃材のリサイクルが進んだこともあり、ごみ処理の効率化のために平成 16 年 3 月末をもって運転を休止しています。

資源物は、平成 12 年のリサイクルセンターの稼動に合わせて収集・受入れ及び処理を開始しています。

表 - 8 ごみの中間処理方法

対象となるごみ	処 理 方 法
資源物	資源物をリサイクルセンターで処理し、売却・再資源化する
不燃ごみ 粗大ごみ	一部を破砕して可燃・不燃・磁性物等に分別処理していたが、破砕施設の休止により、現在は搬入時の分別により有価物を除き、残りを埋立処分中
可燃ごみ (生ごみを含む)	焼却処理していたが、ごみ焼却場の休止により、新焼却施設完成までの間は埋立処分中

表 - 9 ごみ中間処理量の実績

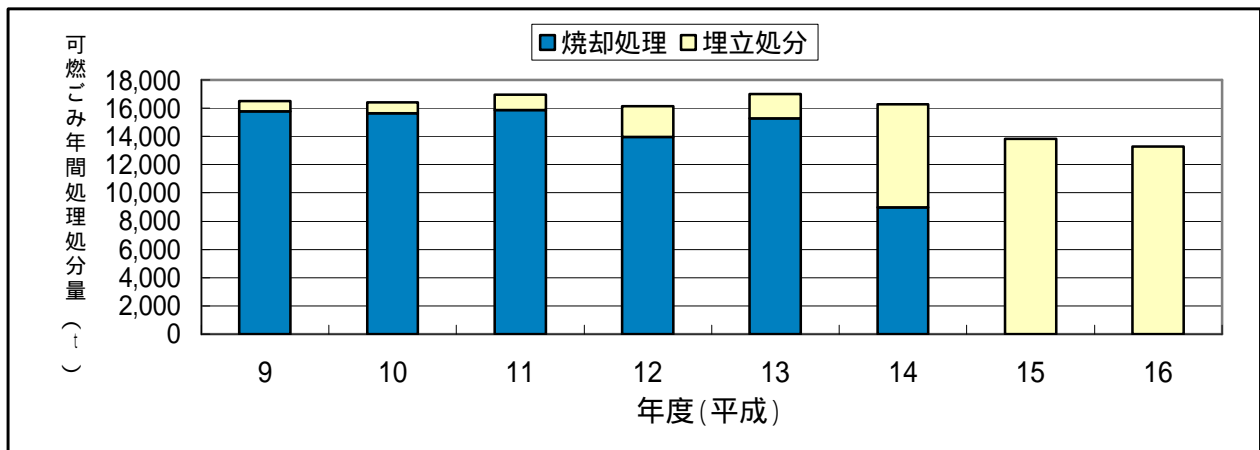
単位: t/年

区分	(年度)	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
資源化処理	受入量	0	0	0	1,169	1,295	1,445	1,791	1,959
	市の収集	0	0	0	1,159	1,171	1,139	1,516	1,700
	直接搬入	0	0	0	10	125	307	275	259
	処理量	0	0	0	1,127	1,295	1,429	1,768	1,969
	資源回収量	0	0	0	1,082	1,264	1,379	1,669	1,845
資源化残渣	0	0	0	45	32	50	99	124	
破砕処理	受入量	41	5	4	5	5	3	2	0
	粗大ごみの一部	41	5	4	5	5	3	2	0
	処理量	41	5	4	5	5	3	2	0
	資源回収量	30	3	2	3	3	2	1	0
	破砕残渣	11	2	2	3	2	1	1	0
焼却処理	受入量	15,786	15,671	15,885	13,992	15,271	8,993	0	0
	家庭ごみ	12,412	12,072	12,031	10,289	10,973	6,145	0	0
	事業系ごみ	3,374	3,599	3,853	3,704	4,298	2,847	0	0
	処理量	15,786	15,671	15,885	13,992	15,271	8,993	0	0
	焼却による消滅量	12,879	12,935	13,312	11,642	12,737	7,465	0	0
	資源回収量	62	66	97	0	0	0	0	0
	焼却残渣	2,845	2,670	2,476	2,350	2,533	1,527	0	0

(注：小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。)

本市のごみ焼却施設の炉は1基であり、保守点検等のために炉を停止した際は、可燃ごみの一部を埋立処分していました。しかし、前述の理由により現在は可燃ごみを全量埋立処分せざるを得ない状況となっています。

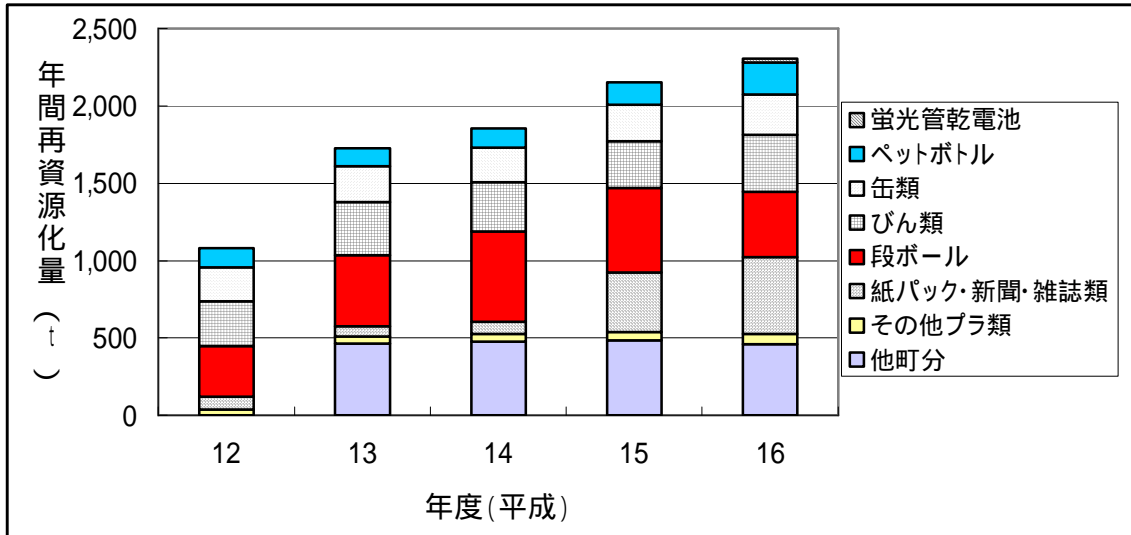
図 - 4 可燃ごみの焼却処理量及び埋立処分量の推移



(2) 資源化処理の状況

本市では、リサイクルセンターの完成に合わせて、平成12年より家庭から排出される資源物の分別収集が開始され、徐々に収集対象品目を増やしなが
ら再資源化処理を行っており、図-5のとおり処理量も増加しています。
また、現在のところ、近隣の町の資源物を受入れています。

図-5 リサイクルセンターで処理された資源物の内訳別推移



他町分(ペットボトル・缶類・びん類)があるため、表-9の資源物処理量とは一致しない。

表-10 資源物の収集対象品目の拡大状況

年次	新たに収集対象となった資源物
平成12年	ペットボトル、缶、びん、段ボール、飲料用紙パック、発泡スチロール製白色トレイ
平成13年	発泡スチロール製容器(色付きを含む)・保護材
平成15年	新聞・雑誌
平成16年	乾電池(マンガン・アルカリ・リチウムに限る) 蛍光管(直管・円型)

5.再生利用率（リサイクル率）の現状

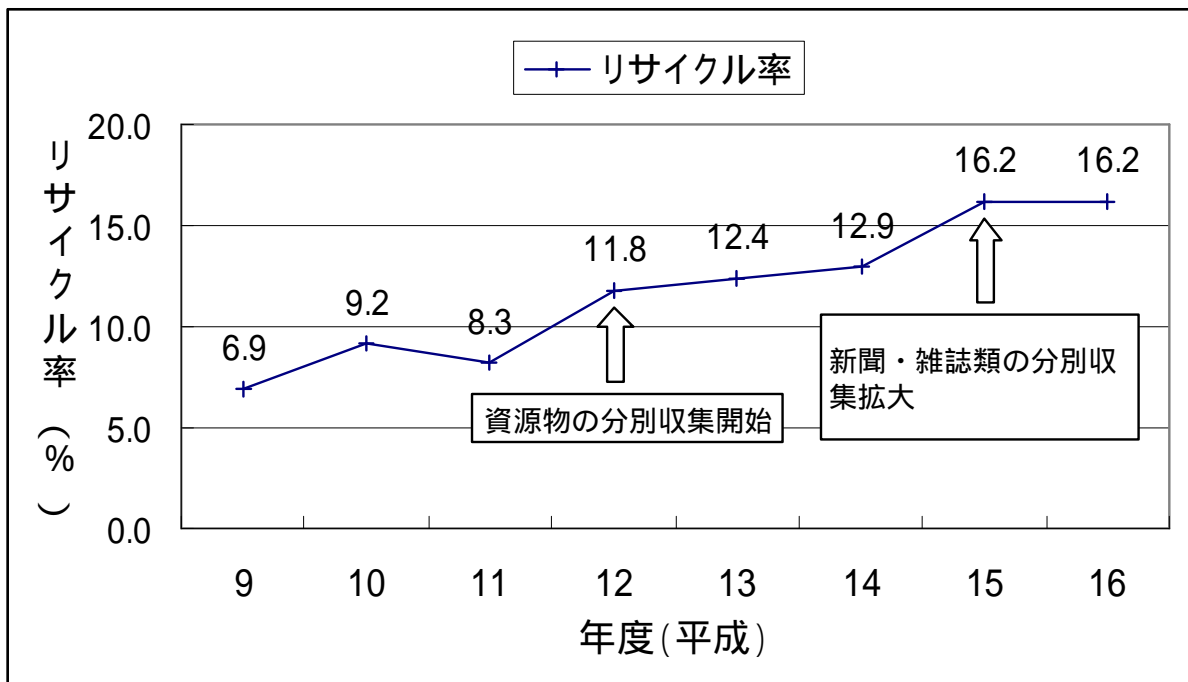
ごみは「捨てればただのごみ」ですが、「分別処理すれば資源」となり再利用可能となります。

ごみが資源として再生利用されるルートには、ごみとして排出する前に集団資源回収、リサイクルセンターでの中間処理、最終処分場での鉄製品の直接回収などがあります。このようにして資源として回収された量がごみ（一般廃棄物）の総量に占める割合をリサイクル率と言います。

$$\text{リサイクル率(\%)} = \frac{(\text{集団資源回収量} + \text{中間処理時の資源化量} + \text{最終処分時の直接資源化量})}{(\text{集団資源回収量} + \text{市が受入れた一般廃棄物総量})} \times 100$$

本市の資源回収は、平成4年にモデル事業として集団資源回収が始まって以来、平成12年には市の資源物収集も開始され、図-7のとおり順調に伸びています。

図-7 リサイクル率の実績推移



6 . 最終処分の現状

本市の最終処分方法は埋立処分であり、埋立物は表 - 1 1 に示すとおり、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、及び破碎や資源化等の中間処理を経た後の残渣です。なお、埋立の際には破碎圧縮機を使用しています。現在可燃ごみは、薬剤処理し、全量を埋立処分としていることから最終処分場の残余容量の圧迫の原因となっています。

最終処分場の運営は委託方式をとっており、盤尻地区における処分場は昭和 59 年に第 1 期区画から供用を開始し、現在は第 3 期・第 4 期区画で埋立処分を行っています。

表 - 1 1 ごみ最終処分施設の概要

対象となるごみ	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、破碎残渣、資源化残渣及び産業廃棄物
最終処分場の 供用状況	第 1 期（供用開始：昭和 59 年、埋立容量：154,000 m ³ ）埋立終了 第 2 期（同平成 4 年、同 151,800 m ³ ）埋立終了 第 3 期（同平成 7 年、同 149,400 m ³ ）供用中 第 4 期（同平成 12 年、同 330,000 m ³ ）供用中

最終処分場の第 1 期区画は埋立容量 144,000 m³として当初整備されたが、後に築堤を嵩上げすることによって埋立容量を 154,000 m³に増量して供用された。

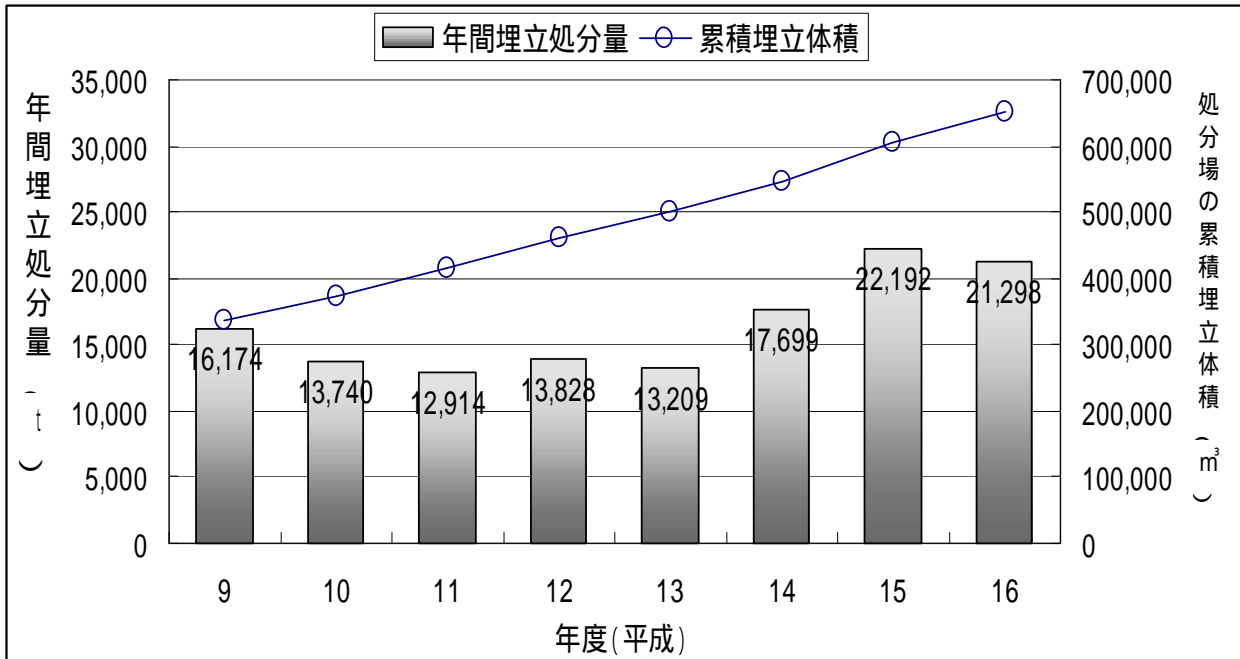
表 - 1 2 ごみ最終処分量の実績

区分		（年度）							
		平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
受入量	家庭ごみ	16,565	14,619	13,418	14,314	13,712	18,153	22,549	21,451
	可燃ごみ	6,968	7,194	7,350	8,021	7,302	11,814	16,998	16,193
	不燃ごみ	718	737	1,100	2,138	1,721	6,421	11,448	10,978
	粗大ごみ	4,292	4,483	4,008	4,095	3,755	3,602	3,538	3,309
	事業系ごみ	1,959	1,974	2,242	1,788	1,826	1,791	2,012	1,906
	可燃ごみ	6,782	4,759	3,593	3,901	3,848	4,763	5,453	5,134
	不燃ごみ	0	0	0	0	0	857	2,410	2,318
	中間処理残渣	6,782	4,759	3,593	3,901	3,848	3,905	3,043	2,816
	資源化残渣	2,856	2,672	2,478	2,398	2,567	1,579	100	124
	破碎残渣	0	0	0	45	32	50	99	124
焼却残渣	11	2	2	3	2	1	1	0	
中間処理(破碎)へ転送	2,845	2,670	2,476	2,350	2,533	1,527	0	0	
処分量	41	5	4	5	5	3	2	0	
資源回収量	16,565	14,619	13,418	14,314	13,712	18,153	22,549	21,451	
埋立量	391	879	505	487	503	453	357	154	
	16,174	13,740	12,914	13,828	13,209	17,699	22,192	21,298	

単位：t/年

（注：小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。）

図 - 6 最終処分場で埋立処分された年間当たりの量と累積埋立体積の実績推移



- 1 年間埋立処分量は恵庭市内から排出された一般廃棄物のみに係る埋立重量である。
- 2 累積埋立体積は盤尻地区処分場の供用が開始されて以降の、産業廃棄物や覆土分も含めた推定体積である。

第3節 ごみ処理の課題

本市のごみ処理の現状については、今後のさらなるごみの排出抑制、リサイクルの推進及び最終処分量の低減を目指していくにあたって次のような課題があります。

1．分別排出と収集運搬段階での課題

容器包装リサイクル法の対象物でありながら、現在、本市では不燃ごみに分別されている「その他プラスチック製容器包装類」や可燃ごみに分別されている「その他紙製容器包装類」について、資源物として分別することを検討する必要があります。特に、プラスチック製容器包装類は不燃ごみの容積比で過半を占めており、この資源化はリサイクル率の向上を図ることはもとより、最終処分場の残余容量が少なくなってきたことの対策としても急がれるものです。

また、現在、市が収集するごみについては、住居配置や生活形態が違うことから市街地区と農家地区で収集頻度に差を設けていますが、近年、その違いが薄れてきていることから是正する必要があります。

2．中間処理段階での課題

現在、不燃ごみや可燃ごみに分別されている容器包装類を再資源化していくには、資源化処理のための体制を整備していく必要があります。

また、市ごみ焼却場は施設の老朽化、ダイオキシン類排出基準値の強化、維持管理基準及び構造基準の強化に対応できないことから平成14年11月末をもって休止し、現在、可燃ごみは全量が埋立処分となっています。このことは、最終処分場の延命のためのみならず、必ずしも適当な処理状態とは言えないことから、近隣市町との広域体制による可燃ごみ処理施設の整備を急ぐ必要があります。

3．最終処分段階での課題

現在、可燃ごみは全量が埋立処分されていることから、最終処分場の供用可能期間が当初計画時よりも短縮されることが確実となっています。このことから、広域体制による可燃ごみの処理を急ぐ必要があるのと同時に、最終処分場の拡張整備にとりかかり、さらに将来も見据えたかたちで最終処分場の用地を確保していく必要があります。

また、埋立処分に該当する対象ごみかどうかを厳密に判断していく必要があり、このことはリサイクル率を向上させることにもつながります。

4 . ごみの減量化に関する啓発・環境教育の課題

市民や事業者と市が一体となり、互いに協力し合って共通の課題であるごみの減量や省資源化に取り組んでいくために、地域や学校に対して「ごみの減量や生活スタイルの見直し」を基本に周知・PRの強化をしていく必要があります。

また、集団資源回収や生ごみの堆肥化等の市民が続けてきた諸活動に対しても支援を続けていく必要があります。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念

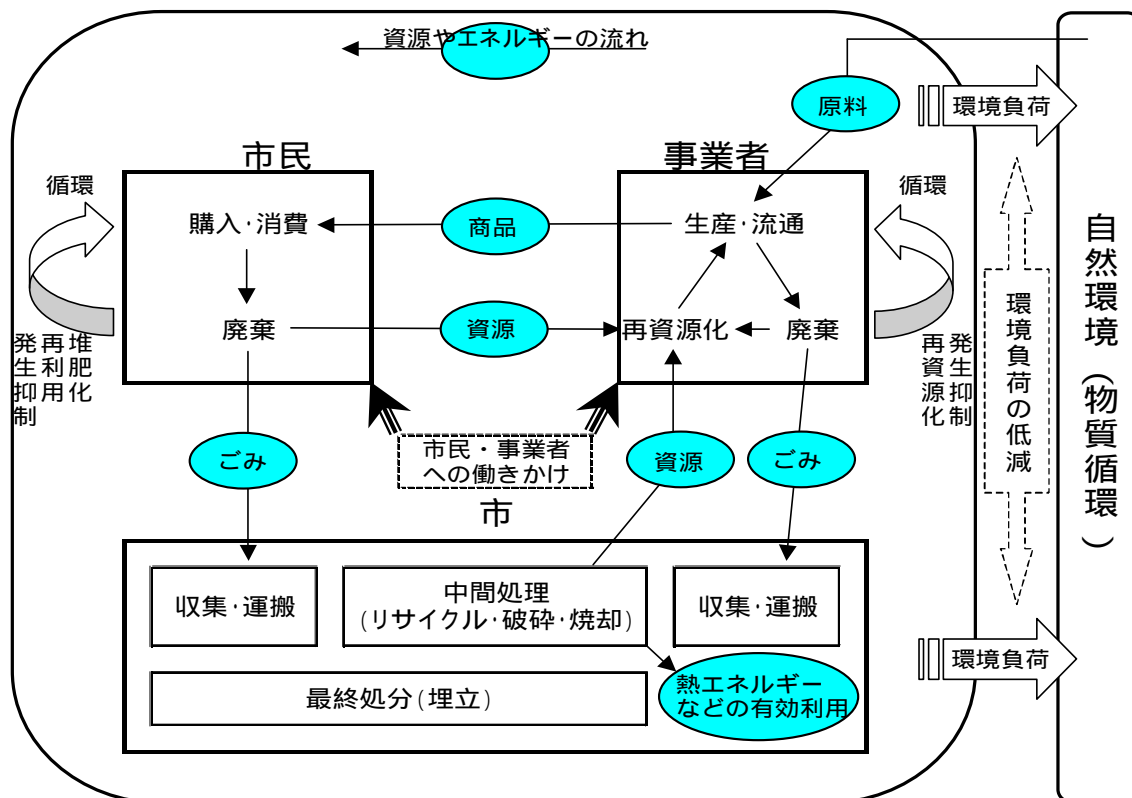
近年、地球温暖化対策をはじめ、一刻も早い地球規模での環境対策の必要性が言われています。現在、わたしたちが享受している恵まれた環境を後世に引き継いでいくためにも、従来の社会経済システムや生活スタイルを改め、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が少ない社会を実現しなければなりません。

そこで、全ての市民・事業者、そして市が自主的かつ積極的に、人と自然の共生及び環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の実現に向けて、廃棄物対策の面から取り組むことを本計画での基本理念とします。

基本理念

人と自然の共生及び環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の実現に向けたごみ処理システムの構築

図 - 8 循環型社会のごみ処理システム



第2節 基本方針

本市が目指しているごみ処理の基本理念を実現するために、以下のとおり基本方針を定めます。

1．発生から処分まで総合的にごみの減量化に取り組む

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造がもたらした今日のごみ問題に対処するため、今後は適正処理を行うだけでなく、発生・排出する前段階で再使用を促すことなどによってごみ量を抑制し（発生・排出ごみ量の削減）また、分別種類の拡大や資源化处理等によってリサイクル率を向上させ（リサイクル率の向上）そして可能な限り埋立処分量を低減させる（ごみ最終処分量の低減）ことを推進していきます。

2．ごみ処理・処分に伴う環境への負荷を低減させる

ごみの収集運搬・中間処理・最終埋立処分を行う場合、多くのエネルギーを消費するとともに、環境に少なからず負荷を与えていることから、ごみの発生・排出抑制に取り組むとともに、有害物質の適正処理ルートへの排出を促すなど、ごみ処理の各段階において、環境保全の視点に立って方法・体制について検討していきます。

第3節 計画の前提となる諸条件及び目標値

本市が受入れしているごみの量は、市が収集している家庭ごみについて見ると、1人1日当たりの排出量（これを「原単位」という）は前章で示したとおり、年度によりばらつきはあるものの、平均的には740～750[g/人・日]程度で推移しています。この数字は他都市と比較してもけっして多くはありませんが、使い捨て商品はまだまだ氾濫しており、さらに、現在落ち込んでいる消費も今後は緩やかな上昇に転じることでも予測されるため、家庭ごみは増加する可能性があります。

また、事業系ごみについて見ても、事業所自らのごみ減量化の取り組みや、市が資源化可能なごみの分別排出を指導してきたこともあって減少傾向にはありますが、こちらも景気によって事業活動が左右されることから、今後増加する可能性があります。

こうしたごみの増加要素に対して、本市では基本方針に沿ったかたちで減量化を進めていくために、これまでの分別収集や再資源化の取り組みに留まらず、今後はさらにごみの排出抑制についての取り組みも重視して目標を定めます。

1. 計画の位置付けと目標年度

本市では「水・緑・花 人がふれあう 生活都市 えにわ」を目指して、「第4期恵庭市総合計画」を基本方針としたまちづくりを推進していきませんが、本計画はこの市総合計画を上位計画として、既に国が策定した「循環型社会推進基本計画」や道が示した「北海道廃棄物処理計画」、さらには「恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「恵庭市清掃条例」と記す）」の趣旨と整合を保って策定します。

計画の期間は、国の方針により計画策定時より10年から15年とされており、廃棄物処理は目標達成までに長期的視点に立って進めていく必要があること、さらに道の目標との整合性の観点から、平成18年度を計画初年度として5年後の平成22年度を中間目標年度、10年後の平成27年度を最終の目標年度とします。また目標達成状況の比較指標となる基準年度を平成9年度とします。

なお、本計画は社会経済情勢やごみ問題の変化等に適切に対応できるよう、必要に応じて今後も同様に見直しを行っていきます。

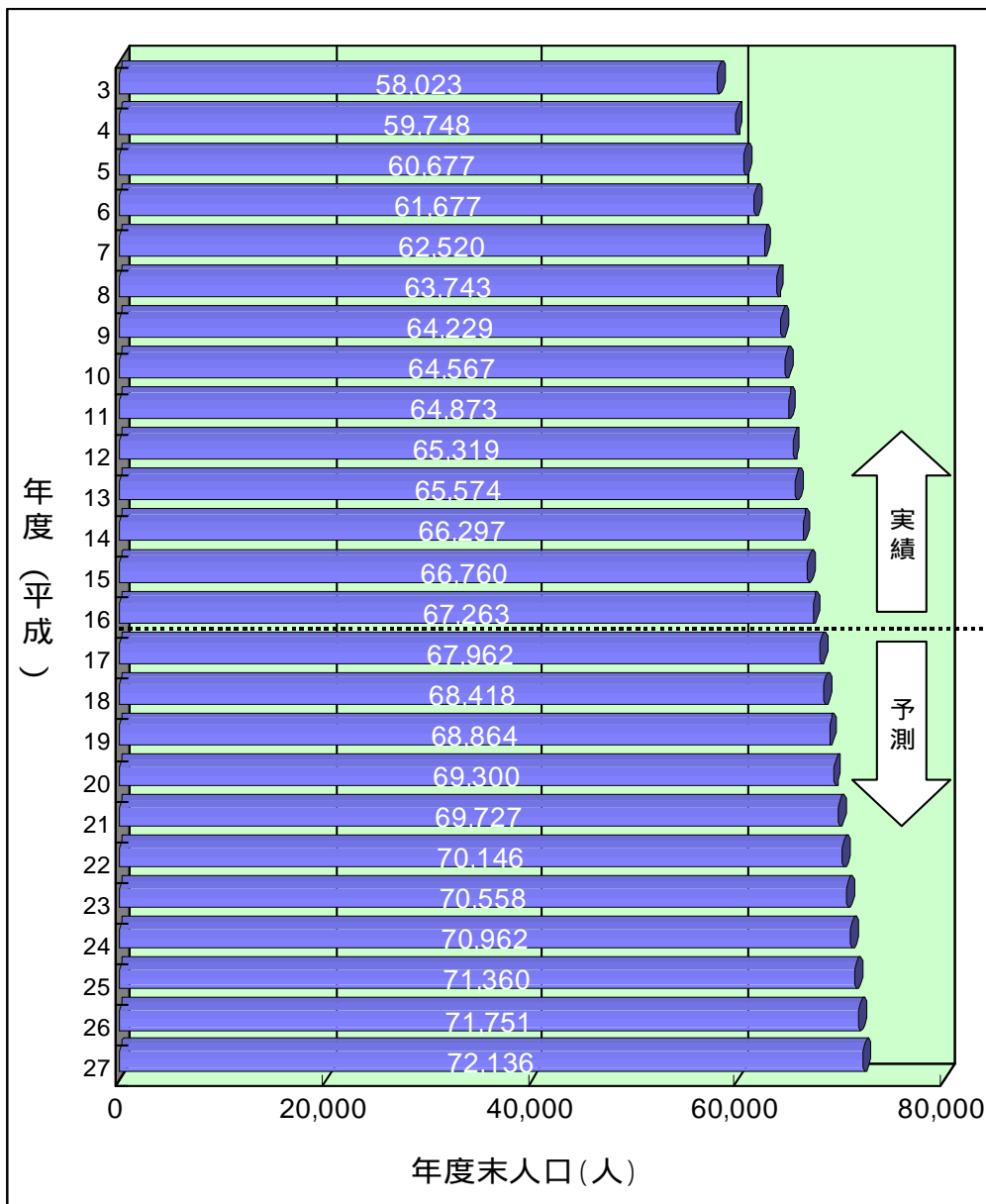
比較基準年度：平成 9年度
中間目標年度：平成22年度
目標年度：平成27年度

2 . 計画区域と計画人口

本市の計画処理区域は、廃棄物処理法第6条第1項及び恵庭市清掃条例に基づいて市内全域とします。また、収集区域もごみ収集運搬サービスの公平性を基本として、一般家庭の家屋が存在する区域は全て対象とします。これにより市内の全市民が収集対象となります。

計画人口は、平成3年から平成16年度までの各年度末人口実績をもとに「ごみ処理施設構造指針解説」に示されている統計手法を参考に推計した結果、目標年度である平成27年度末の人口を72,136人と見込んでいます。

図 - 9 計画期間の人口予測の結果



3. ごみ減量化の目標値

(1) 現状で推移した場合のごみ排出量の予測

本市におけるこれまでのごみ排出量の実績、減量化対策や分別収集の状況、及び今後の人口増加等を考慮し、新たな減量化対策なしで現状のまま推移した場合のごみ排出量を将来予測すると、次のようになります。

家庭ごみは大別すると、市が収集運搬を行う収集ごみと市民自らが処理場まで運搬する直接搬入ごみに分けられます。収集ごみについては落ち込んでいる消費の回復による増加も考えられることから、過去5年間の実績により今後の原単位を744[g/人・日]で固定と仮定します。また、直接搬入ごみについては年度によってばらつきが大きいですが、傾向としては概ね人口比例するものと見なし、過去5年間の実績平均の1,097[t/年]を起点に推移すると仮定します。

一方、事業系のごみについて見ると、ここ数年大きく排出量が減少していますが、これは事業所自らが取り組んだごみ減量化のほか、資源化可能なごみの民間再資源化施設への搬入指導、さらに一般廃棄物と産業廃棄物の区分けの徹底などによって市が受入れる事業系一般廃棄物の減量に効果が表れてきたものです。しかし、景気の回復による増加の可能性を考慮し、収集ごみ同様、過去5年間の実績平均の6,790[t/年]で固定と仮定します。

しかし、このようにごみ排出量の増加要素を控え目に想定しても、人口の伸びに比例して、ごみ量は増加していくことが予測されます。

図 - 10 現状で推移した場合のごみ排出量の予測

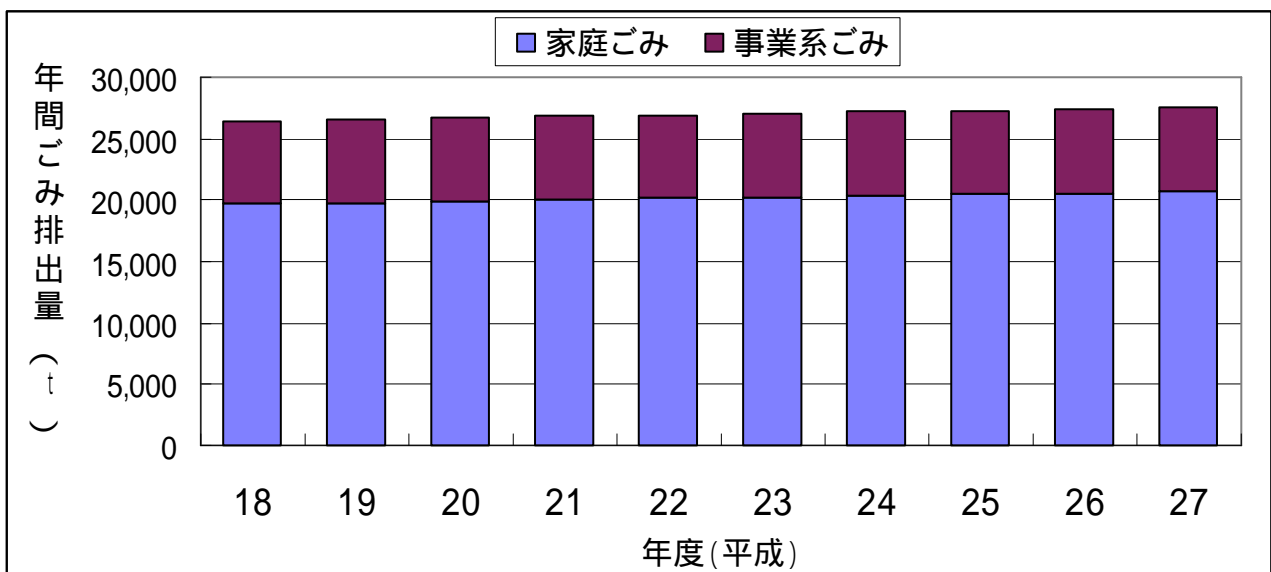


表 - 13 現状で推移した場合のごみ排出量の内訳別予測

単位: t/年

区分	(年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
計画処理区域内人口(人)		68,418	68,864	69,300	69,727	70,146	70,558	70,962	71,360	71,751	72,136
家庭ごみ		19,683	19,810	19,934	20,056	20,176	20,294	20,409	20,523	20,636	20,746
	市の収集 (原単位 g/人・日)	18,580 (744)	18,701 (744)	18,819 (744)	18,935 (744)	19,049 (744)	19,161 (744)	19,270 (744)	19,378 (744)	19,485 (744)	19,589 (744)
	可燃ごみ	11,703	11,779	11,854	11,927	11,999	12,069	12,138	12,206	12,273	12,339
	不燃ごみ	3,039	3,059	3,078	3,097	3,116	3,134	3,152	3,170	3,187	3,204
	粗大ごみ	2,023	2,036	2,049	2,061	2,074	2,086	2,098	2,110	2,121	2,133
	資源物	1,815	1,826	1,838	1,849	1,860	1,871	1,882	1,893	1,903	1,913
	直接搬入	1,103	1,109	1,115	1,121	1,127	1,133	1,139	1,145	1,151	1,157
	可燃ごみ	18	18	18	18	18	18	18	19	19	19
	不燃ごみ	695	699	703	706	710	714	718	721	725	729
	資源物	390	392	394	397	399	401	403	405	407	409
事業系ごみ		6,790	6,790	6,790	6,790	6,790	6,790	6,790	6,790	6,790	6,790
	可燃ごみ	3,063	3,063	3,063	3,063	3,063	3,063	3,063	3,063	3,063	3,063
	不燃ごみ	3,727	3,727	3,727	3,727	3,727	3,727	3,727	3,727	3,727	3,727
合計		26,473	26,600	26,724	26,846	26,966	27,084	27,199	27,313	27,426	27,536
	可燃ごみ	14,784	14,860	14,935	15,008	15,080	15,150	15,219	15,287	15,354	15,420
	不燃ごみ	7,462	7,485	7,508	7,531	7,553	7,575	7,597	7,619	7,640	7,661
	粗大ごみ	2,023	2,036	2,049	2,061	2,074	2,086	2,098	2,110	2,121	2,133
	資源物	2,205	2,219	2,232	2,246	2,259	2,272	2,285	2,298	2,310	2,322

(注: 小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。)

市民・事業者・市が、それぞれの役割・責任分担のもとに一体となつてごみの排出抑制と資源化を進めていかなければ、ごみは減量どころか増量となり循環型社会の実現はできないこととなります。

(2) ごみ減量化の目標値の設定

国では廃棄物の適正処理やリサイクルの推進等、それまで各々に方針や施策を掲げていたものを、これらを含めるかたちで、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を推進するための基本的な枠組みを定めた「循環型社会形成推進基本法」を平成12年度に制定し、これに基づいて「循環型社会形成推進基本計画」を平成15年度に策定しています。また、道もこれに連動して既に策定済みであった「ごみゼロ・プログラム北海道」を見直すかたちで「北海道循環型社会形成推進基本計画」を平成16年度に策定しました。これらは、経済社会全体に投入される天然資源量の抑制と物質循環の確保を目指したもので、下表に示すとおり大局的な展望に立った総合的な計画です。

表 - 14 国及び道の循環型社会形成推進基本計画における物質フローの目標

	国「循環型社会形成推進基本計画」	道「北海道循環型社会形成推進基本計画」
設定(計画策定)年度	平成15年度	平成16年度
目標の比較基準年度	平成12年度	平成14年度
目標年度	平成22年度	平成22年度
循環利用率の向上の目標値	経済社会に投入されるものの循環利用率を平成22年度までに14%に向上させる(平成12年度は10%)	経済社会に投入されるものの循環利用率を平成22年度までに14%に向上させる(平成14年度は12%)
最終処分量の低減の目標値	廃棄物(一般・産業)の最終処分量を平成12年度比較で平成22年度までに50%削減する	廃棄物(一般・産業)の最終処分量を平成14年度比較で平成22年度までに23%削減する

経済社会に投入されるものの全体量のうち、どれくらいのもが循環利用されているかを数値化することによって、最終処分量を減らすためにどれほど適正にものが循環利用されているかを表した指標です。

$$\text{循環利用率}[\%] = \frac{\text{循環利用量}}{\text{経済社会に投入されたものの総量(循環利用量 + 天然資源等投入量)}}$$

道では、廃棄物の処理に関する個別計画として「北海道廃棄物処理計画」を策定していますが、この「北海道循環型社会形成推進基本計画」に合わせてこのたびこれを改定しました。これは基本計画の趣旨、最新の廃棄物の排出等の実態を踏まえて、目標年度を平成22年度のままとし、比較基準年度を平成9年度から平成14年度へ置き換えて見直したのですが、削減目標等の内容的には前計画を踏襲しています。

そこで、本市のごみ減量化等の目標値の設定にあたっては、これらの考え方や目標値と概ね整合性をとり、「ごみ排出量の抑制」・「リサイクル率の向上」・「最終処分量の低減」の項目にそれぞれ分けて、次のように定めることとします。

ごみ排出量の抑制

一般家庭の収集ごみについては原単位を指標として、平成 9 年度比較で平成 22 年度までに 10%削減し、さらに目標年度(平成 27 年度)までに 16%削減します。また、一般家庭が直接搬入するごみについては年間搬入量を指標としますが、平成 16 年度実績が平成 9 年度比較で 42%減となり、既に道の目標を大きく上回っていることから、数値目標は掲げず、過去 5 年間の実績平均値である 1,097[t/年]以内となるよう取り組んでいくこととします。

また、事業系ごみについても年間搬入量を指標とすると、一般家庭の直接搬入ごみと同様に、既に道の目標を大きく上回る 49%減となっていることから、過去 5 年間の実績平均値である 6,790[t/年]以内となるようさらに削減するよう取り組んでいくこととします。

家庭ごみは、

収集ごみの排出量を目標年度(平成 27 年度)までに 16%削減し、
直接搬入ごみの排出量を過去 5 年間の実績平均値以内に抑制する。

事業系ごみは、排出量を過去 5 年間の実績平均値以内に抑制する。

リサイクル率の向上

資源物の収集開始によりリサイクル率は伸びてきていますが、今後、資源物の分別種類の拡大や、広域体制による新方式の焼却処理の開始により、固化した焼却灰の有効利用が図れることなどから、リサイクル率を平成 9 年度実績の 6.9%から目標年度までに 27%以上に向上させます。

リサイクル率を目標年度(平成 27 年度)までに 27%以上にします。

最終処分量の低減

ごみ排出量の抑制やリサイクル率の向上のほか、従来は埋立処分の対象であった種別のごみも新焼却施設によって焼却可能とすることなどにより、年間埋立量を指標として、平成9年度比較で目標年度までに1/3に削減します。

最終処分量を目標年度(平成27年度)までに1/3に削減する。

これら、道及び市のごみ減量化の目標値をまとめたのが下表です。

表 - 15 道及び市のごみ(一般廃棄物)減量化の目標

	道「北海道廃棄物処理計画」	市「恵庭市一般廃棄物処理基本計画」
設定(計画策定)年度	平成16年度	平成18年度
目標の比較基準年度	平成14年度	平成9年度
中間目標年度	-	平成22年度
目標年度	平成22年度	平成27年度
ごみ排出量抑制の目標値	一般廃棄物排出量を平成14年度比較で平成22年度までに4.7%削減する(平成9年度比較に換算すると、平成22年度までに10%削減することに相当)	家庭ごみは、収集ごみの排出量を平成9年度比較で平成27年度までに16%削減し、直接搬入ごみの排出量を過去5年間の実績平均値以内に抑制する。事業系ごみは、排出量を過去5年間の実績平均値以内に抑制する
リサイクル率向上の目標値	一般廃棄物に係るリサイクル率を平成22年度までに24%に向上させる(平成14年度は12%)	リサイクル率を平成27年度までに27%以上に向上させる(平成9年度は6.9%)
最終処分量低減の目標値	一般廃棄物の最終処分量を平成14年度比較で平成22年度までに37%削減する(平成9年度比較に換算すると、平成22年度までに1/2に削減することに相当)	最終処分量を平成9年度比較で平成27年度までに1/3に削減する

第4節 処理計画及び目標達成のための施策

本計画を推進するにあたって、目標達成に向けてどのような取り組みが必要かという面と、そのための施設整備にどう取組むかの両面から施策を検討します。

1. 新システムによるごみ処理フロー

本計画の基本理念を追求し、ごみ減量化の目標を達成するためには、現状のごみ処理システムを見直して最適化する必要があります。現システムと比較して、今後特に重点化が必要とされるポイントについて列挙します。

発生段階でのごみ減量化

ごみを発生段階から抑制していくため、減量化及びリサイクル等の啓発・PRとともに不要品の有効利用を促進し、また、資源物の分別種類を拡大します。

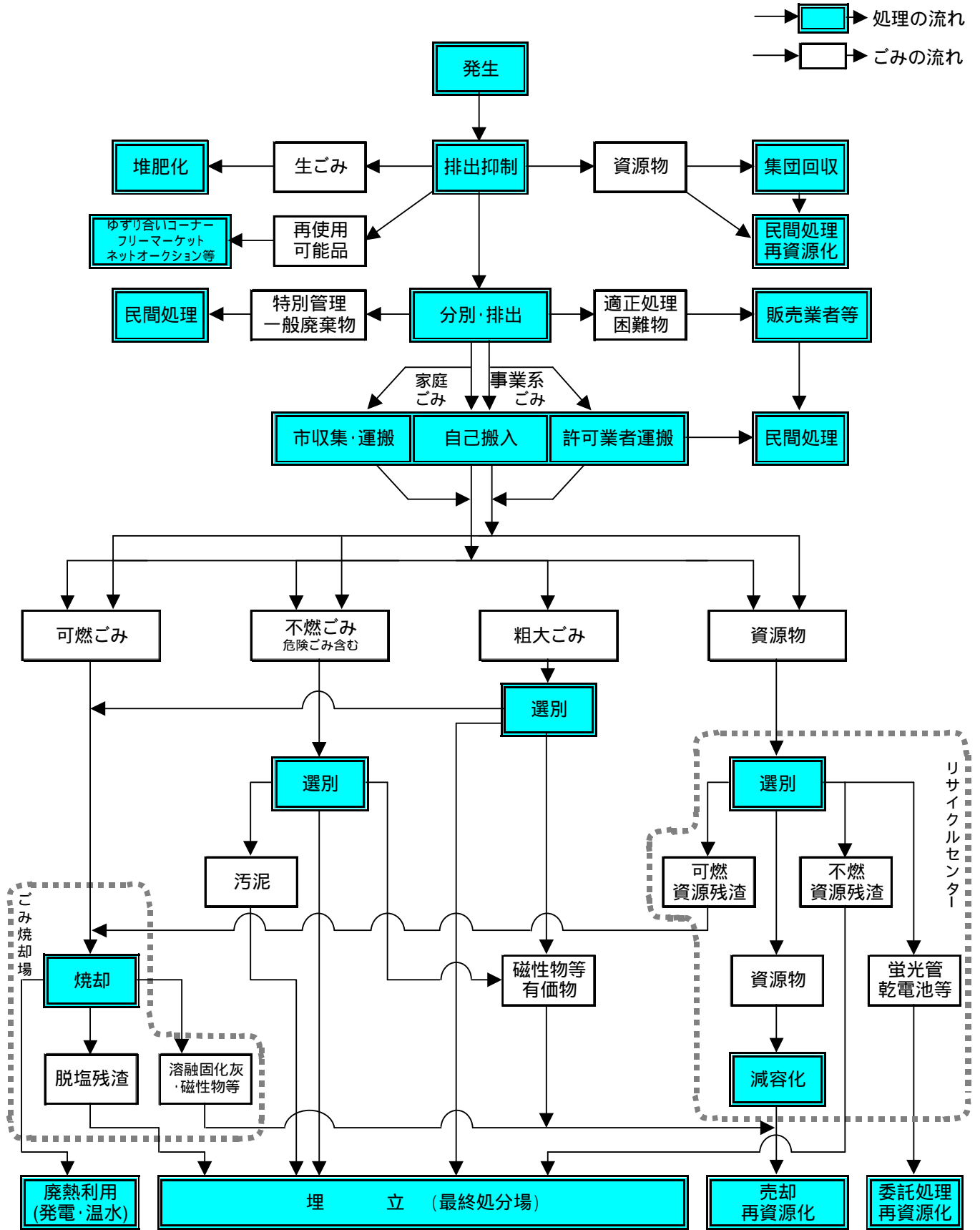
環境保全型の中間処理

現在全量埋立処分されている可燃ごみの減容化適正処理、また、施設集約化によるコスト面からも広域体制による施設整備を基本とし、廃熱エネルギーの有効利用や再資源化等を推進する環境保全型の処理を行います。

ごみをできるだけ発生させず、発生しても資源物として出すことを優先させ、それでもごみとなったものについては適正処理をしつつ資源・エネルギーの回収を行い、最終的に残ったものを埋立処分するという、「3Rの推進と適正処理」を目指します。本市の新しいごみ処理フローを図-11に示し、その施策については次節で示します。

*3R：リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生使用）

図 - 1 1 新処理システムによる恵庭市のごみ処理フロー



2 . 排出抑制と収集運搬計画

(1) 排出抑制のための施策

ごみ処理量の減やリサイクル率の向上を図ることは大前提ですが、それ以前に市民・事業者が排出前にごみを減量するためのシステムづくりが必要です。排出された後に大量のリサイクル処理にエネルギーを注ぐことよりも、ごみの発生排出抑制を図ることの方が効率的と言えます。

発生排出抑制対策は、市民・事業者の意識改革がもっとも重要であり、ライフスタイルの改善やごみに対する意識の向上を図り、市もごみ処理の現状や方向性をしっかりと情報として伝えることで、三者が一致して「ごみを出さない工夫」を考えていくことが基本原則です。

排出抑制の目標達成のため次のような施策を実施していきます。

集団資源回収の支援

本市では、従来より地域住民団体向けに集団資源回収を奨励する目的で助成を行ってきました。このことは、市が行うごみ処理のコストを削減できるだけでなく、市民の資源に対する意識の向上にも大きく寄与してきたと言えます。今後もこの取り組みへの支援・促進を継続し、集団資源回収量の増加を目指していきます。

生ごみ堆肥化の奨励

生ごみは多量の水分を含んでいることから、排出重量そのものに大きく影響するばかりでなく、現在、本市では埋立処分をしていますが、焼却処理する際には助燃料を必要とするなど、施設自体にも負荷がかかります。

本市では、従来より生ごみ堆肥化容器(コンポスト容器) 堆肥化資材(ダンボール箱内で発酵分解させる資材) 電動処理機(電熱により発酵分解させる処理機)を購入する市民に対して助成を行ってきました。今後はこれら各々の有用性を検証しながら、需要と効果の高い堆肥化資器材の購入助成制度の充実を図っていきます。

不用品の再使用の推進

従来より市広報の「譲り合いコーナー」では、市民から依頼を受けて不用品提供の情報を発信してきましたが、今後もこれを充実していくとともに、市民が自ら不用品の再使用ルートを活用できるように取り組みます。

ごみ排出者の意識向上

堆肥化されずに排出される生ごみも水切りを徹底するだけで排出重量を大きく減少させるなど、前述の問題の改善を図ることができます。

また、食べ残しをしない、ものを大切に使うといった基本的なことのほかに、買い物時には過剰包装をしない・求めない、使い捨てではない詰め替え用品を購入する・開発する、事業系ごみの自己処理の推進、といった排出量を減らす取り組みを市民・事業者の側も自ら行っていけるように、ごみ減量化の思想普及・啓発に努めていきます。

(2) 分別収集運搬に関する施策

排出されるごみも資源化可能なものは極力資源化することにより、焼却施設や最終処分場といった処理施設に対する負荷軽減になるとともに、資源を保護することは地球環境の保全にもつながります。

分別収集運搬について次のような施策を実施していきます。

資源物収集対象品目の拡大

現在、本市では発泡スチロール製容器類を除いて「その他プラスチック製容器包装類」は、容器包装リサイクル法の対象物でありながら不燃ごみに分別されていますが、これを資源物としてリサイクルできるよう、平成19年度中に資源物収集対象品目の拡大をしていきます。

また、現在は段ボール及び牛乳パックのみを資源物の収集対象としている「紙製容器包装類」も、処理ルート・処理コスト及び市民意識を含めた総合的な観点から検討し、全ての「紙製容器包装類」が新たに資源化対象となるように取り組んでいきます。

特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物の扱い

医療系廃棄物等の特別管理一般廃棄物及び廃タイヤ等の適正処理困難物は、専用の中間処理施設の設置が必要であることから、作業の効率性や施設配置の経済性を考慮して、今後も専門業者や製造・販売業者による収集運搬、中間処理体制を採用していきます。

収集体制の見直し

現在、可燃ごみ及び資源物については、市街地区と農家地区では住居配置や生活形態が違ふことから、市が行う収集頻度に差を設けています。しかし、近年はその違いが薄れてきており、排出状況や収集コストを勘案し

ながら、収集頻度について見直しを図っていきます。

また、収集作業は委託方式を継続しますが、今後は資源物収集対象品目の拡大などによって収集体制等が多様化することも予測されます。

このような場合の収集運搬コストなども考慮しながら、収集サービスの向上・効率化を図っていきます。

ごみ排出ルールの遵守・徹底

現在、家庭ごみの集積方法はステーション方式と戸別方式を併用しています。しかし、地域によって環境保全に対する意識・行動の違いや排出状況の違いもあり、カラスによる食い散らかし防止等の衛生保持の面も含めて、排出者自身のモラルの向上が求められています。

従来より、排出者に対する排出指導や集合住宅の管理責任者に対してごみ保管場所の設置義務を課すなどの取り組みを行ってきましたが、今後も各地域に合った排出指導を実施していきます。

(3) 排出ごみの計画量

これらの施策の実施を前提として、家庭収集ごみ排出量の原単位及び排出ごみの計画量を次に示します。

図 - 12 家庭収集ごみ1人1日当たりの排出量(原単位)の将来計画

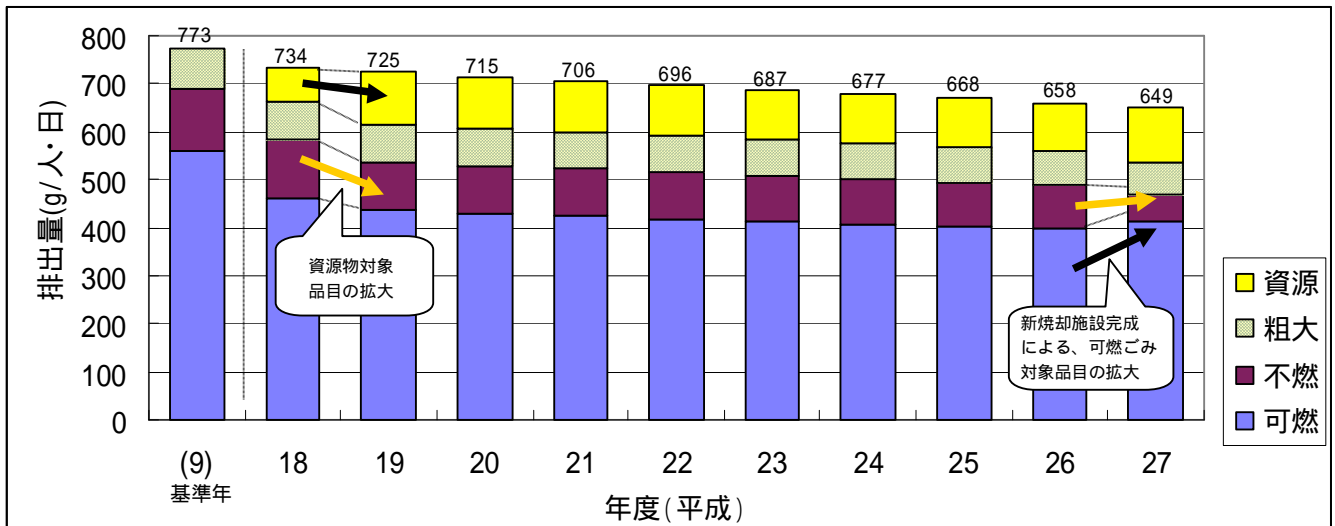


表 - 16 市が受け入れを行うごみ(一般廃棄物)の計画量

区分	(年度)	単位: t/年										
		基準年	平成9年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画処理区域内人口(人)		64,229	68,418	68,864	69,300	69,727	70,146	70,558	70,962	71,360	71,751	72,136
家庭ごみ		19,380	19,427	19,320	19,183	19,065	18,917	18,790	18,632	18,496	18,329	18,223
市の収集 (原単位 g/人・日)		773	734	725	715	706	696	687	677	668	658	649
可燃ごみ		13,112	11,544	10,983	10,899	10,828	10,737	10,661	10,564	10,482	10,381	10,944
不燃ごみ		3,048	2,998	2,503	2,484	2,468	2,447	2,430	2,408	2,389	2,366	1,356
粗大ごみ		1,959	1,998	1,986	1,973	1,960	1,946	1,932	1,917	1,901	1,886	1,859
資源物		0	1,790	2,751	2,730	2,712	2,690	2,671	2,646	2,626	2,600	2,968
直接搬入		1,261	1,097	1,097	1,097	1,097	1,097	1,097	1,097	1,097	1,097	1,097
可燃ごみ		18	18	17	17	17	17	17	17	17	17	19
不燃ごみ		1,244	691	679	679	679	679	679	679	679	679	677
資源物		0	388	400	400	400	400	400	400	400	400	400
事業系ごみ		10,156	6,790	6,790	6,790	6,790	6,790	6,790	6,790	6,790	6,790	6,790
可燃ごみ		3,374	3,065	3,065	3,065	3,065	3,065	3,065	3,065	3,065	3,065	5,296
不燃ごみ		6,782	3,725	3,725	3,725	3,725	3,725	3,725	3,725	3,725	3,725	1,494
合計		29,536	26,217	26,110	25,973	25,855	25,707	25,580	25,422	25,286	25,119	25,013
可燃ごみ		16,504	14,627	14,066	13,981	13,911	13,820	13,744	13,647	13,565	13,463	16,259
不燃ごみ		11,074	7,414	6,907	6,888	6,872	6,851	6,834	6,812	6,793	6,770	3,527
粗大ごみ		1,959	1,998	1,986	1,973	1,960	1,946	1,932	1,917	1,901	1,886	1,859
資源物		0	2,178	3,152	3,130	3,113	3,090	3,071	3,047	3,026	3,001	3,368

(注: 小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。)

3 . 中間処理計画

(1) 最適な中間処理のための施策

リサイクル率を向上させてごみ処理が環境に与える負荷の低減を達成していくためには、中間処理をいかに無駄なく効率的に行っていくかが大きく関係してきます。

一方、中間処理施設、特に焼却施設の整備には多大な建設コストがかかることから、国の方針により、道では近隣の自治体による広域体制を組んで中間処理施設の整備とごみ処理を行う枠組みづくりを推進してきました。

本市では、ごみの中間処理を将来的に広域体制によって行っていくことを基本に、施設の集合化による建設コストと運転管理コストの軽減を図りつつ、リサイクル率を向上させるために次のような施策を実施していきます。

広域体制による焼却施設の整備と環境保全型の処理

本市のごみ焼却場は、ダイオキシン類排出基準値や維持管理基準及び構造基準の強化への対応などが難しいことから平成14年11月末をもって休止し、現在、可燃ごみは埋立処分となっています。

こうした状況のなか、本市のほか北広島市・長沼町・南幌町・由仁町・栗山町で構成する「道央地域ごみ処理広域化推進協議会（以下「協議会」と記す）」において、可燃ごみ及び資源物の処理を広域体制で行うことに向けて協議を重ね中間処理施設整備は焼却施設を第一次整備計画とし、平成27年度本格稼働を目指して進めていきます。

新しい処理施設では、ごみ焼却時の廃熱利用による燃料の節約や、焼却灰や磁性物の資源化、環境保全型で性能や安全性の高い焼却方式を採用します。

リサイクルプラザ機能を持った仕組みづくり

市民・事業者の段階で譲り合いや再使用がされずに市の処理施設に受入れされた粗大ごみ等は、再使用可能なものは再生・展示して譲渡・販売できるようにするといった、リサイクルプラザ機能を持った仕組みづくりの検討を進めていきます。

また、現在協議会を構成している各市町ごとに行っている資源化処理も、将来的には施設の更新整備を広域体制による中間処理施設の第二次整備計画として進めていることから、これらとの整合性をとって仕組みづくりを行っていきます。

(2) 中間処理の計画量

これらの施策の実施を前提として、ごみの中間処理の計画量を次に示します。

表 - 17 ごみ中間処理の計画量

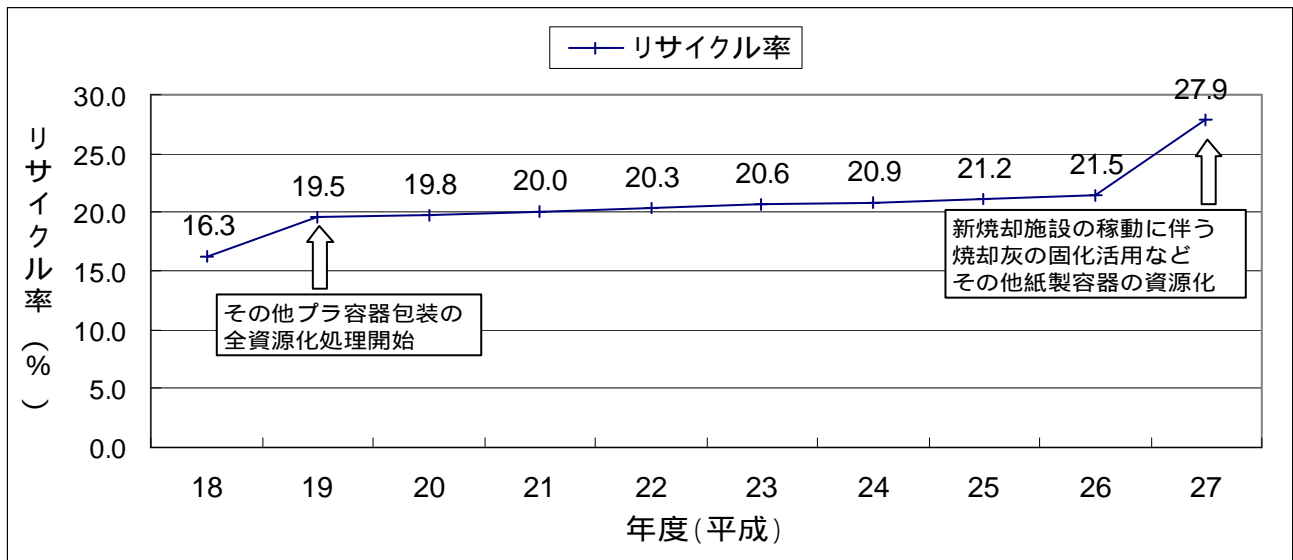
区分	(年度)	基準年										
		平成9年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
資源化処理	受入量	0	2,178	3,152	3,130	3,113	3,090	3,071	3,047	3,026	3,001	3,368
	市の収集	0	1,790	2,751	2,730	2,712	2,690	2,671	2,646	2,626	2,600	2,968
	直接搬入	0	388	400	400	400	400	400	400	400	400	400
	処理量	0	2,178	3,152	3,130	3,113	3,090	3,071	3,047	3,026	3,001	3,368
	資源回収量	0	1,960	2,836	2,817	2,802	2,781	2,764	2,742	2,724	2,701	3,031
資源化残渣	0	218	315	313	311	309	307	305	303	300	337	
破碎処理	受入量	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみの一部等	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	処理量	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源回収量	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	破碎残渣	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
焼却処理	受入量	15,786	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17,357
	家庭ごみ(含む粗大)	12,412	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,892
	事業系ごみ	3,374	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,296
	中間処理残渣	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	168
	処理量	15,786	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17,357
	焼却による消滅量	12,877	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,875
	資源回収量	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,562
	焼却残渣	2,845	0	0	0	0	0	0	0	0	0	920

(注：小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。)

(3) リサイクル率の将来予測

集団資源回収をさらに進めることや資源物収集対象品目を拡大することとあわせて、無駄のない効率的な中間処理を行うことによってリサイクル率の向上が見込まれます。特に環境保全型の新焼却施設の稼働に伴い、従来は埋立処分するだけであった焼却灰を固化して建設資材とするなどの再資源化を図ることによって、目標が達成可能なリサイクル率の伸びが期待できます。

図 - 13 リサイクル率の将来予測



4 . 最終処分計画

(1) 最終処分に関する施策

本来、最終処分量の低減を図るには排出抑制や中間処理の段階で策を施すのが最も基本であり、その過程でごみは処理・減容化されますが、なお、最終処分せざるを得ないものが残ります。

この処分量を極力減らし、残余容量が圧迫されている処分場の延命化を図りつつ、長期的に安定かつ環境に配慮したごみの最終処分を行うために次のような施策を実施していきます。

埋立物の搬入管理の徹底

限られた処分空間を有効活用していくため、埋立処分対象ごみを厳密に判断していく必要があります。本市では、事業系ごみが搬入される際に資源化や中間処理が可能なごみについては、受入可能な民間処理施設への搬入を指導してきましたが、今後もさらに徹底することによって、資源化の推進と処分量の低減を図っていきます。

最終処分場の適正管理の推進

本市の最終処分場が立地する場所は、本市ほか近隣市の貴重な水道水源となっている地域にあることもあり、地下水汚染防止のため遮水シートを敷く、あるいは浸出水を公共下水道に接続して処理するなど、早くから法的要求を上回る管理を行ってきました。

次期最終処分場の整備・管理にあたっては、施設構造面の安全対策を強化するとともに、地下水質の監視を行うなど周縁環境の保全に配慮していきます。

最終処分場の拡張整備

本市の最終処分場は第3期・第4期区画が供用中ですが、既に第3期区画は埋立終了間近かであり、第4期区画も整備時の計画では平成21年度までの供用予定期間であったものが、可燃ごみを全量埋立処分していることから、平成19年度で埋立終了になると見込まれています。したがって、資源物対象品目の拡大とともに最終処分場を拡張整備することが緊急課題となっています。

次期（第5期）区画の用地は現有施設の隣接地に既に確保してあるものの、整備開始から供用可能になるまでに約3年を要することから、平成18

年度より実施設計に着手し、遅くとも平成 21 年度に最終処分場の供用開始を目指して整備していきます。

また、次期区画の整備状況やごみの埋立処分状況によっては、現在供用中の第 4 期区画についても築堤を嵩上げ加工したり、既存埋立物の圧縮などの埋立容量の増量加工の検討も行っていきます。さらに、将来を見据えた最終処分場用地を計画的に確保していくため、次（第 6 期）の用地取得を進めていきます。

(2) 最終処分量の計画量

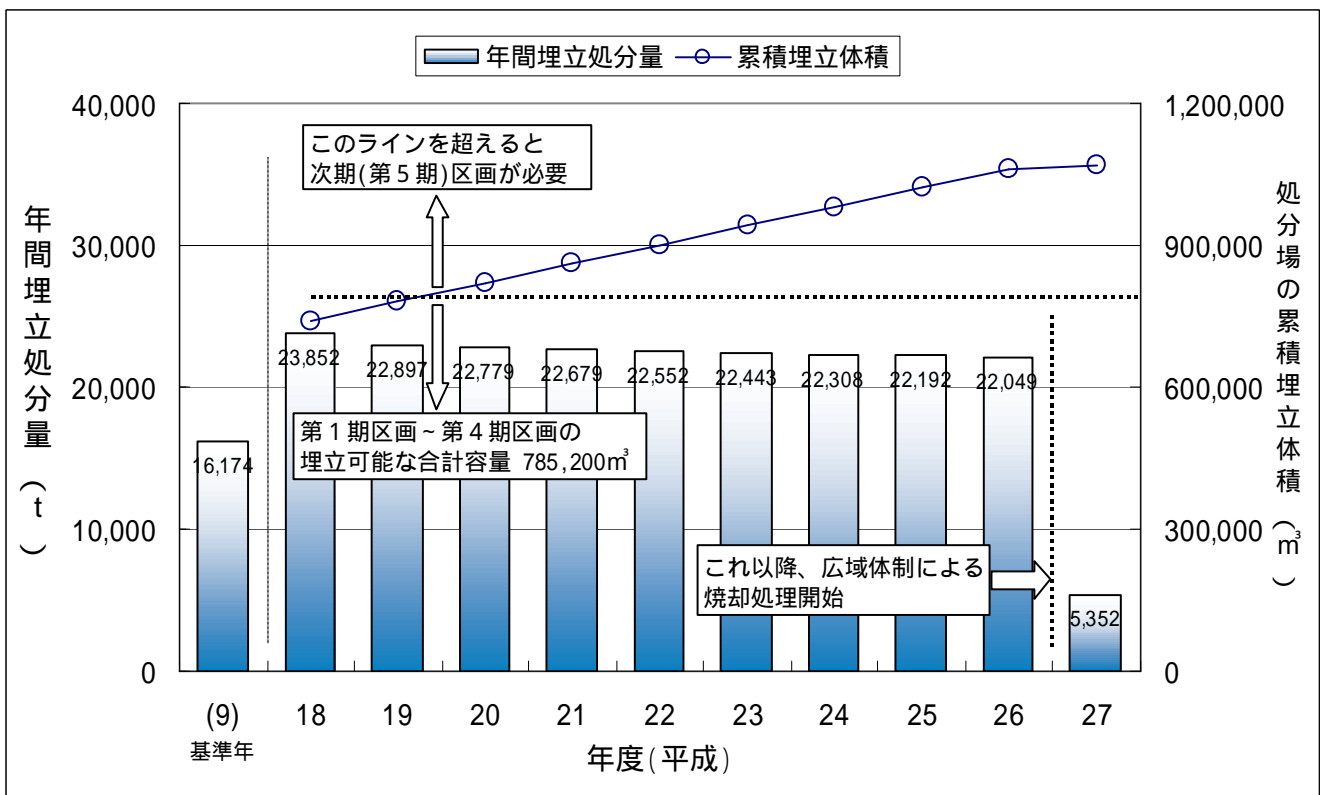
これらの施策の実施を前提として、ごみの最終処分の埋立量及び累積埋立体積の計画量を次に示します。

表 - 18 ごみ最終処分の計画量

区分 (年度)	基準年											単位: t/年
	平成9年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
受入量	16,565	24,257	23,274	23,155	23,053	22,926	22,816	22,680	22,562	22,419	5,545	
家庭ごみ	6,968	17,249	16,168	16,052	15,952	15,827	15,719	15,585	15,470	15,329	2,963	
可燃ごみ	718	11,562	11,000	10,916	10,845	10,755	10,678	10,582	10,500	10,398	0	
不燃ごみ	4,292	3,689	3,182	3,163	3,147	3,126	3,109	3,087	3,068	3,045	2,033	
粗大ごみの一部	1,959	1,998	1,986	1,973	1,960	1,946	1,932	1,917	1,901	1,886	929	
事業系ごみ	6,782	6,790	6,790	6,790	6,790	6,790	6,790	6,790	6,790	6,790	1,494	
可燃ごみ	0	3,065	3,065	3,065	3,065	3,065	3,065	3,065	3,065	3,065	0	
不燃ごみ	6,782	3,725	3,725	3,725	3,725	3,725	3,725	3,725	3,725	3,725	1,494	
中間処理残渣	2,856	218	315	313	311	309	307	305	303	300	1,088	
資源化残渣	0	218	315	313	311	309	307	305	303	300	168	
破碎残渣	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
焼却残渣	2,845	0	0	0	0	0	0	0	0	0	920	
中間処理(破碎)へ転送	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
処分量	16,565	24,257	23,274	23,155	23,053	22,926	22,816	22,680	22,562	22,419	5,545	
資源回収量	391	404	377	376	375	374	373	372	371	369	192	
埋立量	16,174	23,852	22,897	22,779	22,679	22,552	22,443	22,308	22,192	22,049	5,352	
平成9年度の埋立量を100とした場合の率(%)	100	147	142	141	140	139	139	138	137	136	33	

(注: 小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。)

図 - 14 最終処分場での埋立処分量と累積埋立体積の将来計画



- 1 年間埋立処分量は恵庭市内から排出された一般廃棄物のみに係る埋立重量である。
- 2 累積埋立体積は盤尻地区処分場の供用が開始されて以降の、産業廃棄物や覆土も含めた推定体積である。

5. ごみ減量化に関する意識啓発・環境教育の推進

これまでの普及啓発活動は、ごみ排出におけるルールの遵守を目的として行われてきました。今後は、市民一人ひとりがごみ減量化や資源リサイクルに対する自発的な行動を引き出せるように、現在、本市が抱えているごみ問題や環境の問題について、市民が理解を深められるような取り組みが必要です。

ごみ減量のための、生活スタイルの見直しを基本に、市民のごみ減量化やリサイクルに関する行動が根づいていくように、それに役立つ様々な情報発信や環境学習の機会の提供を行っていきます。

ごみカレンダーの充実

本市では、「ごみ・リサイクル収集カレンダー」を毎年、全戸配布しており、ごみカレンダー機能だけではなく、排出抑制の啓発やリサイクルなど情報量の多いものとなっています。しかし、国ではこれまでリサイクル関連法をあいまいで整備してきており、更に資源物としての収集対象品目の拡大が予想されることなどから、ごみの分別種類が増えて一層複雑になっていくことが考えられます。

なるべくごみとして出さない工夫をし、出す場合には資源として再利用できるように正しく分別する。このことが市民にとってできるだけ分かりやすくなるようにごみ分別辞典の機能を持たせるなど、さらに充実させていきます。

恵庭市の「ごみ・リサイクル収集カレンダー」

インターネットを活用した情報発信

現在では各家庭でインターネットによって必要な情報を取り出すことができる環境が普及しつつありますが、本市の行政情報を発信する公式ウェブサイトが平成 13 年度に開設されています。

ごみ出しルールを徹底しマナーの向上を図るため、分別のしかたやごみ問題について分かりやすく工夫したホームページづくりを行い、IT 時代に対応した啓発・情報発信に取り組みます。

住民説明会等を活用した周知・PR

分別・収集方法の変更や焼却施設を新設するときなど、本市の施策に大きな変化がある場合、市広報誌を活用するだけの一方通行ではなく、市民・事業者に対する説明会を実施して周知・PR の徹底を図り、同時に市民・事業者の意見を把握する機会とし、ごみ行政に関する情報の共有化を進めることによって、本市を取り巻くごみや環境問題に対する理解が深められるよう努めます。

社会教育や学校教育を通じた環境学習機会の提供

一般市民向けに市の担当者を派遣して行われる「出前講座」や、児童・生徒が取り組む「総合学習の時間」等を利用して、環境学習講座やごみ処理施設見学会を開催し、ごみや環境問題に関心を持ってもらえるような機会の提供を推進していきます。

特に、いずれ親となって次の世代を担う児童・生徒に対しては、教育委員会等の関係部局と協力体制を築き、ごみや環境問題に触れられる機会を増やしていきます。

6 . 市民・事業者・市の役割分担と協働

ごみの減量化・適正処理についても、市民・事業者・市それぞれが役割と責任を果たし、パートナーシップを構築していくことの必要性が盛んに言われる時代になっています。三者の役割分担を確立し、各々の責任を果たしていくためには、第一段階としてまず情報を交換し、互いの状況を知ることが大切です。

特に市としては、ごみや環境を取り巻く状況、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法等の各リサイクル法の内容について、多くの情報を把握している立場から、広報活動等を通じて情報提供を行い、そのうえで、市民・事業者からの意見や情報伝達を促していかなければなりません。

一方、市が従来行ってきた施策は、主にごみが排出された後の段階での再資源化や適正処理等を目的とするものでした。今後はごみの発生・排出抑制が重要課題となりますが、これは生産や消費等と密接に関係するものであり、市が直接に規制することは難しいことです。したがって、市民や事業者にとっても、「受身」の問題として認識するのではなく、ごみを排出する主体的な立場から進んで3Rの推進に取り組むことなど市民意識の改革が求められています。

近年は、地元の地域団体や、ISO14001（環境マネジメントシステム）の認証を取得した事業所のように、ごみの排出抑制の啓発に取り組み、自ら実践する市民・事業者も増えてきており、発意を持った市民や事業者とアイデアを出し合い、それに基づく多様な施策を進め、循環型社会の実現に向けて協働の輪を広げていきます。

市民の主な取り組み・役割

- ・必要以上に買いためしない。食材を無駄にせず、食べ物を残さない。
- ・生ごみ堆肥化容器を利用するなど、生ごみの堆肥化に努める。
- ・商品購入時に不必要・過剰な包装を求めない。マイバッグを持参するなど包装材の使用抑制に努める。
- ・使い捨て商品の購入をなるべく自粛し、詰め替え・再使用可能な商品の購入に努める。
- ・故障したものは修理したり不用品はフリーマーケットを利用するなど、長期使用に努める。
- ・収集対象となっている資源物は正しく分別排出する。
- ・空き缶、びん、タバコの吸殻のポイ捨てを止め、環境美化に努める。
- ・ごみ減量化、リサイクルについて家庭内で話し合うなど意識を持つ。

事業者の主な取り組み・役割

- ・再生原料を使用した商品、分別・リサイクルしやすい商品、詰め替え・再使用可能な商品の開発に努める。
- ・流通・販売時に過剰包装や使い捨て容器の使用抑制に努める。
- ・自動販売機設置者による容器包装ごみの回収等、事業者による使用後製品の自主回収、リサイクルを推進する。
- ・生産・加工・流通段階において、できるだけ廃棄物が発生しない工夫をし、発生した廃棄物については最終的に処理されるまで責任を持つ。
- ・商品の修理等のアフターサービスの強化・PRに努め、廃棄物となった場合の取扱方法に関する消費者への情報提供を行う。
- ・事業所における使用物品に再生品を利用する。
- ・建設廃棄物リサイクル法に基づいて、コンクリートや廃材等の再資源化に努める
- ・業界内において、廃棄物減量化やリサイクル推進のための普及・啓発に取り組む。

市の主な取り組み・役割

- ・集団資源回収奨励や生ごみ処理機の購入助成等、市民のごみ減量化の取り組みを財政的に支援する。
- ・庁用品の再生品利用や、公共事業における廃棄物発生抑制を推進する。
- ・譲り合いや不要品の再生等、再使用のルート拡大・提供に努める。
- ・資源物収集対象品目を増やし、容器包装類の資源化を推進する。
- ・中間処理時に効率的な資源回収・エネルギー回収が可能な環境保全型のごみ処理施設を整備する。
- ・埋立処分は、対象ごみを厳密に判断し、資源回収を優先させたいで行う。
- ・ごみカレンダーの充実や住民説明会等、市民・事業者にとって分かり易い分別・排出方法のPRを行う。
- ・出前講座や学校教育を活用してごみ減量化の思想普及・啓発、環境学習機会の提供に努める。

7．処理コスト管理の適正化

本市では、従来からごみ処理方式や運営体制を効率化することによって、処理コストを抑えるべく努めてきました。また、料金転嫁については、事業系ごみである産業廃棄物及び事業系一般廃棄物は生産者責任と排出事業者責任の観点から処理手数料を有料としています。家庭ごみは粗大ごみを含めて全て無料で収集処理しています。

しかし、近年はダイオキシン類汚染防止等の環境対策及び再資源化処理等の省資源対策にかかる施設建設コストや運転管理コストの上昇が顕著となっています。本市においても、最終処分場次期区画の整備及び広域体制による新焼却施設の建設を迫られている状況であり、これらの財源対策が重要な課題となっています。

こうしたなか、国では中央環境審議会の意見具申を受けて、ごみの排出量抑制につながることや、処理に要するコスト負担の適正化などの観点から、一般廃棄物の収集処理は原則有料化すべきとの判断に立ち、ごみ処理に関する有料化のガイドラインを策定して市町村に示すこととしています。本市においては、ごみ処理の効率化を図ってコスト削減にさらに努めたうえで、事業系ごみについて処理コストに見合った応分の負担に基づく処理手数料の適正化を進めます。また、現在無料である家庭ごみについても、ごみ問題に対する意識の高揚と排出抑制の観点などから、収集処理の有料化について検討していきます。

8．産業廃棄物処理に関する取り組みについて

現在本市では、一般廃棄物と併せて処理・処分することが可能な市内で発生した建設廃材や廃プラ類等の一部の品目に限定し、支障のない範囲で産業廃棄物の受入れを行っています。

しかし、一般廃棄物と異なり、産業廃棄物は排出事業者が処理責任を持つのが原則です。したがって、受入れ対象品目となっている産業廃棄物であっても、資源の有効利用を前提とし、リサイクル可能なものは民間の資源化処理施設への搬入を優先するよう誘導してきました。

本市では、十分に民間の産業廃棄物処理施設がないことから、今後も産業廃棄物を受入れ処理していきますが、市の処理施設への搬入に際しては、搬入物の検査・確認体制を強化し、分別や適切な民間処理施設への搬入を指導していきます。また、排出事業者の処理責任を明確にすることをさらに徹底するため、処理原価に基づいた手数料の適正化を図っていきます。

9 . 災害廃棄物対策について

近年、地震や台風など自然の力による被害がときとして大きくなる傾向にあります。災害廃棄物はこれら自然災害によって発生または排出される廃棄物を総称して言います。災害廃棄物は、迅速な救援や復旧・復興の妨げになったり、場合によっては二次災害を誘発することもあります。

国では、阪神大震災によって生じた災害廃棄物処理の問題や近年の福井県、新潟県で発生した水害・台風による大量の水害廃棄物処理の問題を踏まえて、「震災廃棄物対策指針」や「水害廃棄物対策指針」を策定公表し、災害に強い国づくりの一環として、国のみならず地方自治体にもその取り組みを促しています。

本市は人口や家屋密集度、あるいは土地の面積的には大都市圏と比較するとゆとりがあり、道内の他都市と同様に災害廃棄物の一時保管場所などの確保はある程度可能であると考えられます。しかしながら、秩序だった処理・処分を災害時に迅速に対応するには事前の対策・計画が不可欠であることから、「恵庭市地域防災計画」に基づき市民生活に支障や危険を与えず、また、廃棄物処理施設に急激な負荷がかからないよう総合的な処理・処分計画を検討していきます。



生活排水处理編

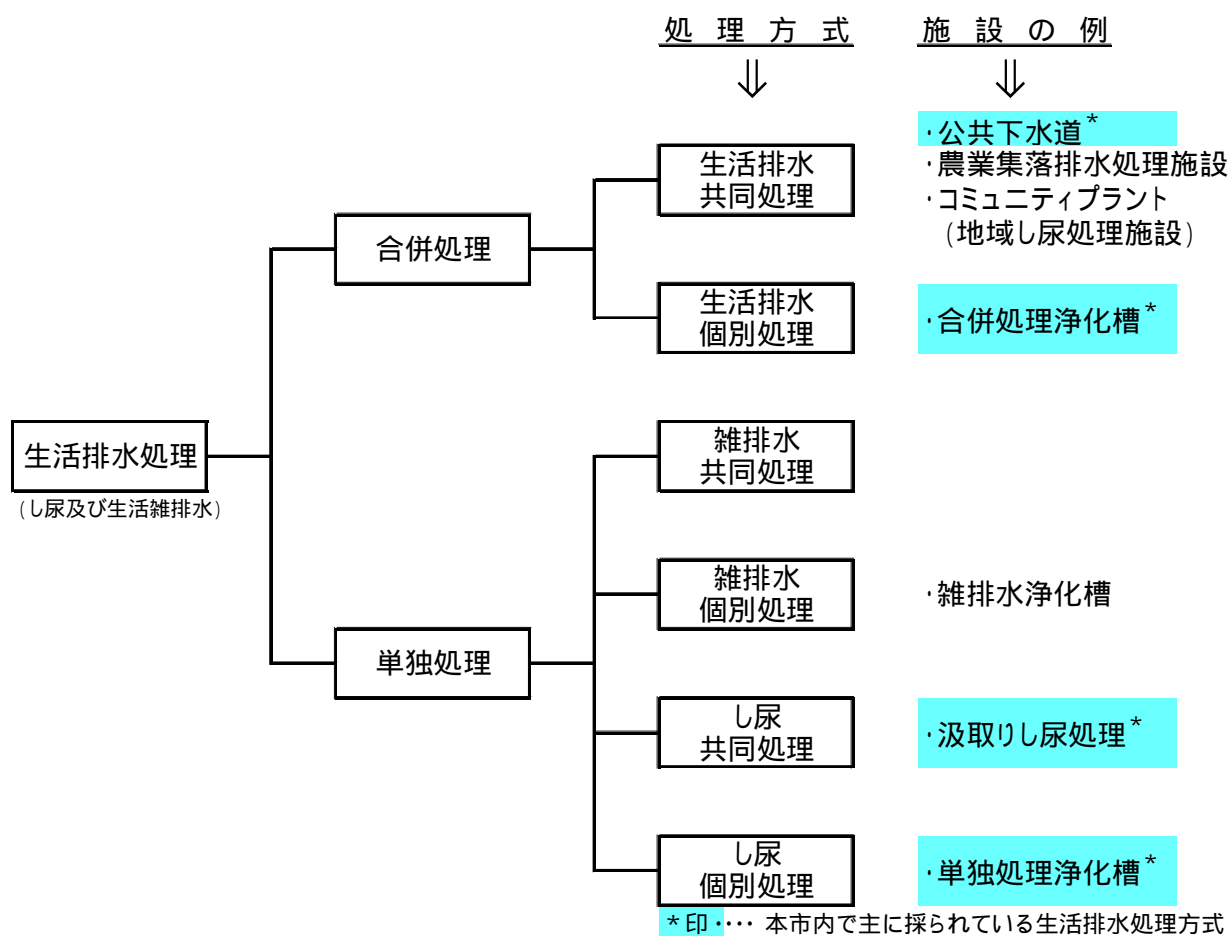
第1章 生活排水処理の現況

第1節 生活排水処理の形態

生活排水処理は、し尿及び一般家庭の日常生活や事業所から排出される雑排水を対象としていますが、形態別に見ると下図に示すとおり、し尿及び雑排水を併せて処理する合併処理と各々を単独に処理する単独処理に大別できます。また、さらにそれぞれについて、汚水を集合させて処理する共同処理と各発生源で処理する個別処理に細分化できます。

このうち、本市内で採られている処理形態は、公共下水道（生活排水共同処理）、合併処理浄化槽（生活排水個別処理）、汲取りし尿処理（し尿共同処理）、単独処理浄化槽（し尿個別処理）及びごく一部ですが雑排水浄化槽（雑排水個別処理）があります。

図 - 15 生活排水処理形態の分類



本市における主な処理形態の概要は下表のとおりです。

表 - 19 本市における主な処理形態の機能と特徴

種 類	機 能	特 徴
公共下水道 (生活排水 共同処理)	<ul style="list-style-type: none"> ・ し尿と雑排水を管路で集水し、処理施設を設け合併処理する。 ・ 発生する汚泥は消化・脱水後排出し、土壌改良剤として再利用したり、ごみ最終処分場等で処分する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレの水洗化や水路の衛生化が進み生活環境の保全が図られる。 ・ 他のシステムと比べ水質汚濁削減効果は大きい。 ・ 施設建設に費用と時間がかかる。
合併処理 浄化槽 (生活排水 個別処理)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各家庭の敷地内に個人又は市が合併処理浄化槽を設置し、し尿と雑排水を合併処理する。 ・ 発生する汚泥は許可業者によって収集され、し尿処理施設及び下水終末処理場で処理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレの水洗化や水路の水質改善が図られる。 ・ 公共下水道が整備できない区域でも導入が容易である。
汲取り し尿処理 (し尿共同 処理)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が各家庭からし尿を計画収集し、し尿処理施設及び下水終末処理場で処理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水路等の雑排水による汚濁は解消できない。 ・ し尿のみの汚濁負荷削減効果は大きく窒素、リンの削減も期待できる。
単独処理 浄化槽 (し尿個別 処理)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各家庭が敷地内に自ら単独処理浄化槽を設置し、し尿のみを処理する。 ・ 発生する汚泥は許可業者によって収集され、し尿処理施設及び下水終末処理場で処理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単独浄化槽処理水による河川等の汚濁が問題となっている。

第2節 生活排水処理の現状

1. 生活排水処理対策別の状況

(1) 公共下水道の状況

本市の生活排水処理の最も重要な部分を担う公共下水道については、昭和43年に最初の事業認可を受け、まず、一部の合流式下水道の面整備から始まりました。その後は分流式下水道のみの整備となり、数度の計画変更を経ながら昭和55年には終末処理場の第1期施設の供用が開始され、以来本格的な生活排水処理が行われています。平成16年度末現在では、処理区域内人口64,906人のうち実際に下水道接続している水洗化人口は64,366人と、高い普及率となっています。

表 - 20 公共下水道整備と水洗化普及状況の推移

区分	(年度)	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
計画処理区域面積	(ha)	1,815	1,815	1,821	1,828	1,828	1,837	1,837	1,837
整備済処理区域面積	(ha)	1,650	1,668	1,744	1,767	1,793	1,802	1,806	1,809
処理区域内人口	(人)	59,880	60,847	61,195	62,187	62,534	63,595	64,231	64,906
水洗化人口	(人)	58,370	59,147	60,242	61,264	61,673	62,976	63,659	64,366
普及率	(%)	97.5	97.2	98.4	98.5	98.6	99.0	99.1	99.2

水洗化人口は、公共下水道に接続（区域外接続含む）して水洗化された人口である。

(2) 単独・合併処理浄化槽の状況

本市の浄化槽による処理では、各戸がし尿のみを単独処理する浄化槽は約80基と推定されますが、平成13年度の浄化槽法の改正により現在は新規設置はなく、公共下水道の整備も進んでいることから、しだいに減る傾向にあると思われます。

一方、雑排水とし尿を合併処理する方式の浄化槽は、平成9年以前から一部の市民・事業者が自ら設置しているケースも少数ありましたが、公共下水道処理計画区域外に居住する市民の生活環境の改善及び公衆衛生の向上を目指し、平成10年から市によって希望者への設置が進められ、水洗化を普及促進させています。

表 - 21 合併処理浄化槽整備状況の推移

区分	(年度)	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
合併処理浄化槽の設置数	(基)	19	19	19	20	18	15	28
合併処理浄化槽の設置累積数	(基)	19	38	57	77	95	110	138
合併処理浄化槽人口	(人)	80	164	245	327	401	472	589

合併処理浄化槽の人口は、平成9年度以前に一部の市民・事業者が自ら設置した分を除いた平成10年度以降に市によって設置された分の世帯実人員を累計した人口である。

(3) 汲取りし尿処理の状況

本市の汲取りし尿は、公共下水道や合併処理浄化槽の普及により年々減少しています。汲取りし尿は、浄化槽汚泥と同様に市のし尿処理施設及び下水終末処理場にて処理されています。

(4) 形態別の人口推移

生活排水処理の形態別に見た人口の推移を次に示します。公共下水道人口と合併処理浄化槽人口は増加傾向、し尿計画収集（し尿汲取り）人口は減少傾向にあり、単独処理浄化槽人口は概ね減少または横ばいと推定されます。し尿と雑排水の両方を併せて高度処理することを狭義の生活排水処理と定義すると、本市の全人口に対する生活排水処理率は、公共下水道と合併処理浄化槽の整備が進んでいることにより、平成16年度末現在で既に96.6%に到達しています。

表 - 2 2 生活排水処理形態別人口の推移

単位:人

区分	(年度)	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
計画処理区域内人口	A	64,229	64,567	64,873	65,319	65,574	66,297	66,760	67,263
水洗化(雑排水も処理)人口		58,370	59,227	60,406	61,509	62,000	63,377	64,131	64,955
	公共下水道 *1	58,370	59,147	60,242	61,264	61,673	62,976	63,659	64,366
	合併処理浄化槽 *2	0	80	164	245	327	401	472	589
水洗化(雑排水は未処理)人口		220	220	220	220	220	220	220	220
	単独処理浄化槽 *3	220	220	220	220	220	220	220	220
未水洗化人口		5,639	5,120	4,247	3,590	3,354	2,700	2,409	2,088
	し尿計画収集 *4	5,639	5,120	4,247	3,590	3,354	2,700	2,409	2,088
生活排水処理人口(*1 + *2)	B	58,370	59,227	60,406	61,509	62,000	63,377	64,131	64,955
生活排水処理率	B/A [%]	90.9	91.7	93.1	94.2	94.5	95.6	96.1	96.6

*1: 公共下水道の人口は、公共下水道に接続（区域外接続含む）して水洗化された人口である。

*2: 合併処理浄化槽の人口は、平成9年度以前に一部の市民・事業者が自ら設置した分を除いた平成10年度以降に市によって設置された分の世帯実人員を累計した人口である。

*3: 単独処理浄化槽の人口は減少傾向にあると考えられるが、推定設置数80基に1世帯当たりの平均世帯人員数2.7人を乗じて得た推定人数で固定と仮定した。

*4: し尿計画収集の人口は、計画処理区域内人口（＝行政人口）から上記*1～*3の員数を引いた人口である。

2. し尿・浄化槽汚泥の発生量及び処理状況

(1) 収集運搬の体制

現在、本市のし尿・浄化槽汚泥の収集運搬は本市全域を対象としており、し尿は市の委託業者、浄化槽汚泥は市の許可業者によって行われています。また、収集運搬されたし尿・浄化槽汚泥の全量は市のし尿処理施設に搬入されています。

(2) し尿・浄化槽汚泥の受入れ状況

搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の量は、全体では近年横ばいの状態ですが、公共下水道の整備が進んでいることから、収集し尿は減少傾向にあり逆に、合併処理浄化槽の設置数が増加していることから浄化槽汚泥は増加傾向にあります。

原単位（1人1日当たりの平均発生量）は下表のとおりです。このうち浄化槽汚泥に対する原単位は、単独処理浄化槽汚泥と合併処理浄化槽汚泥とを区別した搬入実績がないことから、それらの合計量に対する原単位です。本市の平成16年度実績の原単位は、し尿が4.50[/人・日]、浄化槽汚泥が4.48[/人・日]であり、北海道及び全国平均原単位、並びに「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領」に示される原単位と比較して大きくなっています。この要因としては、し尿については、簡易水洗の普及率が高いと考えられること、浄化槽については、適正かつ定期的な清掃が行われていることなどが考えられます。

表 - 23 し尿・浄化槽汚泥の発生量と原単位の推移

区分	(年度)	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
し尿処理施設対象人口	(人)	5,859	5,420	4,631	4,055	3,901	3,321	3,101	2,897
し尿計画収集人口		5,639	5,120	4,247	3,590	3,354	2,700	2,409	2,088
浄化槽人口		220	300	384	465	547	621	692	809
合併処理浄化槽人口		0	80	164	245	327	401	472	589
単独処理浄化槽人口		220	220	220	220	220	220	220	220
発生量(=し尿処理施設搬入量)(k/年)		6,288	5,986	5,238	5,128	4,876	4,669	4,669	4,755
し尿		5,554	5,131	4,483	4,151	3,956	3,685	3,575	3,431
浄化槽汚泥		734	855	755	977	920	984	1,094	1,324
し尿原単位	(/人・日)	(2.70)	(2.75)	(2.89)	(3.17)	(3.23)	(3.74)	(4.07)	(4.50)
浄化槽汚泥原単位	(/人・日)	(9.14)	(7.81)	(5.39)	(5.76)	(4.61)	(4.34)	(4.33)	(4.48)

浄化槽汚泥は単独処理槽及び合併処理槽の両方の汚泥を合計したものを。

(3) し尿処理施設の現状

本市においても、共同処理施設ができるまでのし尿の処分方法は、農地還元等で自家処理するか、市が計画収集した後に土中埋立されるかのいずれかでしたが、衛生面や環境面での問題を解消すべく、昭和 44 年度に処理能力 40k / 日の最初のし尿処理場が整備され、し尿の衛生的な共同処理がスタートしました。

その後、施設の老朽化や、隣接して開発された恵み野住宅団地から悪臭苦情が発生したことなどに伴って、昭和 63 年度に処理能力 15k / 日の施設を中島松地区に移転更新し、運転してきました。しかし、公共下水道の整備とともにし尿収集量が減り続け、処理コストの面で非効率的な状況となっていたことから、平成 16 年度からは搬入されたし尿・浄化槽汚泥に前処理のみを施した後、隣接する下水終末処理場にポンプ圧送して処理する方式に変更しています。

第2章 生活排水処理基本計画

第1節 基本理念

かつての公害防止の時代から環境保全と自然との共生の時代へ転換していくなかで、市民生活や事業活動によって生じる生活排水を適正に処理することは、豊かな自然や衛生的な生活環境を確保するためだけでなく、周辺自治体の水道水源の上流部を抱えるまちの責務としても推し進めなければならないことです。

そこで、わたしたちが享受している恵まれた水環境を後世に引き継いでいくために、河川や地下水の水質汚濁防止の面から生活排水処理の推進に取り組むことを本計画での基本理念とします。

基本理念

恵まれた水環境を引き継いでいくための、適正な生活排水処理の推進

第2節 基本方針

生活排水処理システムをどう構築していくかについては、経済性、社会的条件のほか、自然環境への影響、生活環境への影響、財政への影響、実施の容易性等を総合的に検討し、本市及び各地区に合った処理システムを選定する必要があります。さらに、既存施設・既存計画との整合性も重要な要素です。

生活排水処理は、トイレの水洗化や水路の水質改善を図ることができ、最も望ましい処理システムであるし尿と雑排水を併せて処理する方式を優先的に推進することを基本とし、本市が持つ実情に対応させて以下のとおり基本方針を定めます。

1．公共下水道事業を推進する

本市の市街化区域を中心とする人口密集地及び周辺地区は公共下水道処理区域として位置づけられています。下水道処理施設は整備に長期間を要するものの、生活排水処理の抜本的対策としての役割が高いことから、今後とも、積極的に進めていくものとします。

さらに、市街化区域外においても集合処理が効率かつ効果的と判断される区域は、公共下水道事業により整備を行っています。

2．合併処理浄化槽の整備を推進する

点在する家屋等については、地域の実情に応じて生活排水の合併処理として効果的な合併処理浄化槽の普及促進を図っていきます。

3．し尿・汚泥を適正に処理する

公共下水道が整備されていない地域の収集されるし尿や浄化槽汚泥は、従来どおり受入れを行い、適正処理を図っていきます。

第3節 計画の前提となる諸条件及び目標値

1．計画の目標年度

計画の期間は、国の方針により計画策定時より概ね10年から15年後程度とし、必要に応じて中間目標年次を設けることになっています。

本計画における目標年度は、ごみ処理基本計画の計画期間及び公共下水道事業の全体計画目標年度と整合させ、平成18年度を計画初年度として10年後の平成27年度とします。なお、本計画は、国の制度や本市を取り巻く諸情勢の変化に適切に対応できるよう、必要に応じて今後も本計画の見直しを行っていくこととします。

目 標 年 度：平成27年度

2．計画区域と計画人口

計画区域は市内全域です。主に市街化区域内については公共下水道、区域外については個別の浄化槽またはし尿収集により全市民の生活排水が処理されています。

計画人口は、市の公共下水道事業計画で平成27年度末の全人口を100,000人と見込んでいますが、実態を勘案してごみ処理基本計画と整合させ、目標年度である平成27年度末の人口を72,136人とします。

3．目標値の設定

本市の公共下水道事業計画では、平成27年度の処理人口を96,100人と設定しており、これは想定全人口100,000人の96.1%に当たります。残る3,900人は主に市街化区域外の人口です。これを本計画の計画人口72,136人に按分で当てはめると、69,323人の公共下水道による処理を目指し、残る2,813人については既設分も含めて生活排水合併処理の普及・促進を目指すことに相当します。平成16年度実績では下水道による水洗化人口が64,366人、合併処理浄化槽人口が589人で、両方を合わせた生活排水処理率は96.6%となっています。そこで、本計画における目標値は、公共下水道事業計画の最終的な下水道処理率96.1%及び合併

処理浄化槽の整備計画と整合性をとったうえで生活排水処理率 97.4%を目指すこととします。

生活排水処理率を
目標年度（平成 27 年度）までに 97.4%に引き上げる。

表 - 2 4 生活排水処理の目標

	恵庭市一般廃棄物処理基本計画		(参考) 恵庭市公共下水道事業基本計画 平成27年度設定値
	平成16年度実績	平成27年度目標	
全人口 (A)	67,263人	72,136人	100,000人
公共下水道人口 (B)	64,366人	69,323人	96,100人
合併処理浄化槽人口 (C)	589人	905人	3,900人
生活排水未処理人口 (D) (単独浄化槽含む)	2,308人	1,908人	
下水道処理率% (B)/(A)	95.7%	96.1%	96.1%
生活排水処理率% (B+C)/(A)	96.6%	97.4%	-

本計画欄の公共下水道人口は、公共下水道に接続（区域外接続含む）して水洗化された人口である。
一方、(参考)「恵庭市公共下水道事業計画」欄の公共下水道人口 96,100 人は、下水道整備によって水洗化が可能となる人口であって実際に水洗化する人口とは異なる。しかし、本市の水洗化率（=水洗化人口 / 水洗化可能人口）は平成 16 年度末実績で既に 99.2%に達しており、現在も微増を続けていることから、近似的に平成 27 年度には水洗化可能世帯の全てが水洗化される（水洗化率 100%）ものと仮定する。

第4節 処理計画及び目標達成のための施策

1. 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理は、目標年度に至るまで下表のいずれかの処理形態により行う予定です。処理形態別にそれぞれの処理主体及び対象排水を示します。

表 - 25 生活排水の処理主体

処理形態		処理主体	対象排水
公共下水道		市	し尿、生活雑排水、
浄化槽	合併処理浄化槽	個人・市	し尿、生活雑排水
	単独処理浄化槽	個人	し尿
し尿処理施設		市	し尿、浄化槽汚泥

し尿処理施設ではし尿・汚泥に対する前処理のみを施し、浄化工程自体は終末処理場で行われる。

2. 生活排水処理計画

本市での生活雑排水及びし尿を合併処理する方式は、主に市街化区域は公共下水道、市街化区域外は合併処理浄化槽による処理を原則として整備を進めるものとしします。

(1) 公共下水道の整備計画

公共下水道事業の推進に関しては、具体的な整備量やスケジュール等を定めて国の認可を受けることとなっています。本市では「恵庭市公共下水道事業計画」として個別計画を策定しており、これに基づいて水道部下水道課が担当となって整備を進めていきます。平成 27 年度の整備目標年次には全行政人口の 96.1%が公共下水道による水洗化可能人口となる見込みです。

このため、必要な管渠や処理施設等の整備を順次実施するとともに、計画処理区域内の水洗化促進と適切な維持管理を行っていきます。

(2) 合併処理浄化槽の整備計画

主に市街化区域外における生活排水の処理は、浄化槽法の改正により単独処理浄化槽の新設が原則禁止となったことから、今後の処理の整備は合併処理浄化槽のみとなります。

本市の合併処理浄化槽の整備計画に基づき、水道部下水道課が担当となって従来の整備を継続し、平成17年度、平成18年度に各26基程度整備します。この時点で希望者の設置待ち状態がほぼ解消の見込みとなることから、その後は地域の実情に応じて毎年度3基程度の整備を進めます。

平成16年度までの実績によれば、浄化槽1基当たりでおよそ4.2人世帯の処理をまかなっており、今後もこの世帯平均人員数で想定すると、目標年度の平成27年度には合併処理浄化槽人口が905人に達すると見込まれます。

表 - 26 合併処理浄化槽整備の計画値

区分	(年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
合併処理浄化槽の設置数	(基)	26	3	3	3	3	3	3	3	3	3
合併処理浄化槽の設置累積数	(基)	190	193	196	199	202	205	208	211	214	217
合併処理浄化槽人口	(人)	792	805	817	830	842	855	867	880	892	905

(3) 形態別の人口予測

途中年度における公共下水道人口は目標年度まで比例するものとし、また、単独処理浄化槽人口は浄化槽法の改正によりしだいに減少するものとし、生活排水処理の形態別に見た人口予測を次に示します。

表 - 27 生活排水処理形態別人口の予測

単位:人

区分	(年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
計画処理区域内人口	A	68,418	68,864	69,300	69,727	70,146	70,558	70,962	71,360	71,751	72,136	
水洗化(雑排水も処理)人口	公共下水道	66,074	66,532	66,997	67,456	67,922	68,382	68,849	69,311	69,779	70,228	
	合併処理浄化槽	a	65,282	65,727	66,180	66,626	67,080	67,527	67,982	68,431	68,887	69,323
	合併処理浄化槽	b	792	805	817	830	842	855	867	880	892	905
水洗化(雑排水は未処理)人口	単独処理浄化槽	*	215	210	205	200	195	190	185	180	175	170
	単独処理浄化槽	*	215	210	205	200	195	190	185	180	175	170
未水洗化人口		2,129	2,122	2,098	2,071	2,029	1,986	1,927	1,869	1,796	1,738	
し尿計画収集		2,129	2,122	2,098	2,071	2,029	1,986	1,927	1,869	1,796	1,738	
生活排水処理人口(a+b)	B	66,074	66,532	66,997	67,456	67,922	68,382	68,849	69,311	69,779	70,228	
生活排水処理率	B/A [%]	96.6	96.6	96.7	96.7	96.8	96.9	97.0	97.1	97.3	97.4	

* 単独浄化槽人口予測は法改正により原則新設禁止となったことから、概ね毎年2基(5人)程度減少することとした。

(4) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

公共下水道が整備されていない地域の汲取りによって収集されるし尿や、合併または単独処理浄化槽から発生する処理汚泥については、従来どおり収集や受入れを行い、市のし尿処理施設に搬入します。

し尿・汚泥の発生量予測

し尿の発生量原単位は過去の推移を見ると増加傾向にありますが、簡易水洗の普及によるものと考えられることから、今後大きく増加するとは無いと思われま。また、浄化槽汚泥の発生量原単位についても、近年は横ばい状態となっています。

これらのことから、今後のし尿及び浄化槽汚泥の発生量原単位をそれぞれ、4.50[/人・日]、4.48[/人・日]の平成16年度実績値で固定と仮定すると、将来のし尿処理施設搬入量は下表のとおりとなる見込みです。

表 - 28 し尿・浄化槽汚泥の発生量予測

区分	(年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
し尿処理施設対象人口	(人)	3,136	3,137	3,120	3,101	3,067	3,030	2,980	2,929	2,864	2,813
し尿計画収集人口		2,129	2,122	2,098	2,071	2,029	1,986	1,927	1,869	1,796	1,738
浄化槽人口		1,007	1,015	1,022	1,030	1,037	1,045	1,052	1,060	1,067	1,075
合併処理浄化槽人口		792	805	817	830	842	855	867	880	892	905
単独処理浄化槽人口		215	210	205	200	195	190	185	180	175	170
発生量(=し尿処理施設搬入量)	(k/年)	5,147	5,147	5,121	5,089	5,032	4,973	4,889	4,805	4,699	4,616
し尿		3,498	3,487	3,447	3,404	3,334	3,263	3,167	3,071	2,952	2,857
浄化槽汚泥		1,649	1,661	1,673	1,685	1,698	1,710	1,722	1,735	1,747	1,759
し尿原単位	(/人・日)	(4.50)	(4.50)	(4.50)	(4.50)	(4.50)	(4.50)	(4.50)	(4.50)	(4.50)	(4.50)
浄化槽汚泥原単位	(/人・日)	(4.48)	(4.48)	(4.48)	(4.48)	(4.48)	(4.48)	(4.48)	(4.48)	(4.48)	(4.48)

浄化槽汚泥は単独処理槽及び合併処理槽の両方の汚泥を合計したものの。

収集運搬計画

今後、本市におけるし尿の計画収集は、公共下水道事業の計画・整備が進められていくことから減少傾向になると予測されます。また、搬入されるし尿と浄化槽汚泥の比率も、合併処理浄化槽の普及に伴い次第に浄化槽汚泥の割合が増加していくものと予測されます。今後も浄化槽汚泥は許可業者による収集運搬となりますが、市が行うし尿の収集運搬については、し尿と浄化槽汚泥の発生量等に合わせた効率的な収集運搬体制をとっていきます。

中間処理計画

し尿等の中間処理は、環境保全、衛生処理の確保及び処理コストの面から効率性を勘案して、本市のし尿処理場で受入れ・前処理後に隣接する下水終末処理場において処理する方式を引き続き採用します。

現在のし尿処理場は稼働後 17 年を経過していることから老朽化等が見られますが、施設全体の更新は行わず、前処理設備の維持管理を適切に行って施設機能の保持を図りながら現有施設を継続していきます。

再資源化・最終処分計画

し尿等の中間処理は下水終末処理場で行うことから、処理汚泥は下水終末処理場から発生することとなります。発生する処理汚泥は最終処分場にて埋立処理となりますが、処理汚泥は有機性廃棄物であることから、従来より民間で加工処理されて土壌改良剤として販売されるなど有効活用されており、今後も再資源化を検討していきます。

3 . 生活排水処理に関する広報・意識啓発の推進

計画の達成のためには、まず、本計画の理念や内容を市民や事業者の方々に理解され、合意されることが基本であり、次に市民・事業者・市が各々の役割と責任を果たして一体的な対策と成果が得られるよう取り組むことが必要です。

このため、第一段階として本市の生活排水処理に対する考え方を広報等を通じて情報提供したり、実践への啓発活動を行います。

本計画を市広報やインターネットによる公表を図る

地域住民の集会、学校行事、事業所等の各種行事等での啓発活動を図る

計画や事業の目標に対する進捗状況の公表を図る

4 . 処理コスト管理の適正化

生活排水処理は、ごみ処理と同様に市民・事業者が衛生的でかつ健全な自然環境と社会生活を確保するうえでは必要不可欠なものです。わたしたちが本市に住んで活動を続ける限り、生活排水処理も継続的に維持されなければなりません。

施設の維持や整備、あるいは施策の実行には相応の経費がかかることから、これらに要するコスト負担のあり方を見直していく必要があります。そのために、生活排水処理の効率化を図ってコスト削減にさらに努めたうえで、必要コストを明確にし、将来を見据えた負担の適正化を検討していきます。

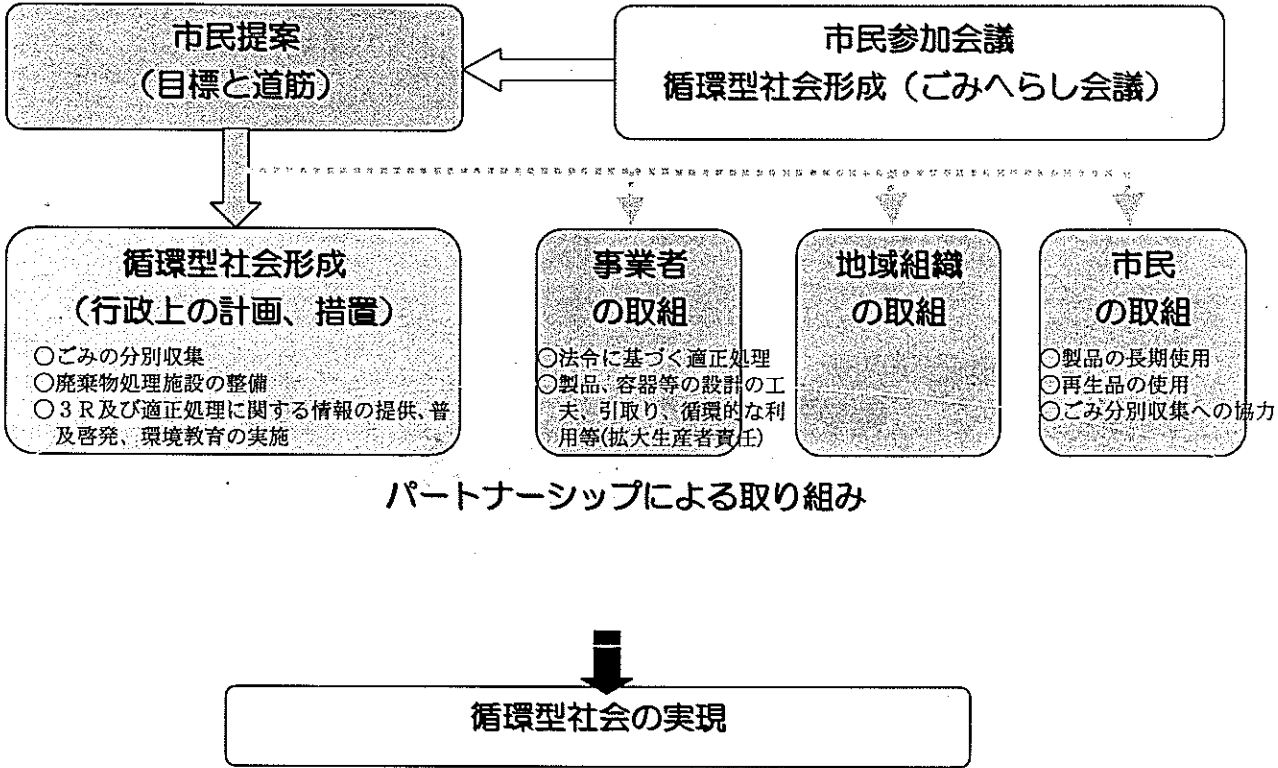
5 . 浄化槽の適正管理の推進


合併処理浄化槽に関しては、処理水放流基準値の導入、法定検査の報告義務、施設の廃止届けなどが浄化槽法の改正に盛り込まれました。これらは合併処理浄化槽が今後の生活排水処理システムのなかで重要な位置を占めることを踏まえた対応と言えます。浄化槽がその機能・性能を発揮するには適正な維持管理が前提です。浄化槽設置者がその責務を負う仕組みであることから、本市では浄化槽の適正な維持管理についての啓発活動を行います。さらに、適正管理の状況や施設の新設・廃止等の把握体制を検討します。

恵庭市一般廃棄物処理基本計画
(平成18年～平成27年)

発行：北海道 恵庭市 平成18年 9月
〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地
0123-33-3131 (代表) Fax0123-33-3175
E-mail haikibutsutaisaku@city.eniwa.hokkaido.jp
編集：恵庭市生活環境部廃棄物対策課

市民提案と市民参加会議





市民と行政が共に進める 相互理解と協働のまちづくり指針

原案 Ver.3

平成19年5月

市民協働指針検討委員会

企画財政部広報広聴課

目次

はじめに	1
1 現在のまちづくり	2
2 市民協働のまちづくりの考え方	3
3 市民と行政が協力して進めるまちづくりの課題	6
4 市民協働のまちづくりの進め方	7
5 指針の見直し	11
おわりに	12

はじめに

かつての向こう三軒両隣りの地域コミュニティは、生活圏の拡大、人口の集中と過疎、生活様式・生活意識の多様化、家族制度の変革など様々な要因によって変化し市民どうしのつながりも弱まってきました。そうした中、市民には、地域に生じる様々な問題は市民要望として全て行政が解決すべきものであり、市民の満足を得られないのは行政の対応不足だとする「行政への依存傾向」の意識も進みました。それと同時に、増加する市民要望に対応するため行政の肥大化を招きました。

一方、市民活動団体の中には、行政の下請け的な活動から脱し、地域コミュニティの中で、市民の持つ豊かな社会経験、知識や創造性などを十分に活かしながら、主体的に公共的課題に取り組もうとする動きが活発になり、個人でもそうした活動に何らかの形で連携しようとする動きが芽生えてきています。また、行政の側でも、地域に合った個性的なまちづくり施策を実現するためには、市民への説明責任を果たしながら行政の透明性を高めるとともに、市民の信頼を獲得し、相互理解と協働を施策推進の柱としていかなければならないとの認識が高まっています。

これからのまちづくりは、行政を主体としてきた公共的課題解決の仕組みを見直し、市民が相互に、あるいは市民と行政が協力して取り組む新たな仕組みを構築し、市民と行政が一緒に進めていくことがもっとも効果的であると考えられています。そのためには、市民と行政、そして議会がお互いの価値観や立場を理解するとともに、それぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完しながら協力してまちづくりを進めていくことが必要です。

こうした認識の下、市民と行政が地域の独自性に根ざしたまちづくりの方向性を共有し、相互理解と協働によるまちづくりを進めるための指針を策定します。

<まちづくり>

道路や公園の建設などハード分野の「街づくり」だけでなく、健康づくりや人材の育成といったソフト分野を含めて、行政はもとより市民一人ひとりの自分たちのまちの住み良い環境を築くための公益的な取り組みを「まちづくり」と捉えます。

<市民>

この指針では、恵庭市に住んでいる人や通勤、通学している人、市民活動団体、地域団体、民間企業など、恵庭市のまちづくりに関わるすべての人や団体を指します。

<行政>

「行政」とは恵庭市を指します。

1 現在のまちづくり

恵庭市では、まちづくりを進めることを目的とした行政への参加や協力など、市民活動団体やボランティア団体の積極的な取り組みがみられます。また、地域においては、福祉や環境、防災など様々な分野で、町内会や各種団体、NPOなどが主体となった地域活動が活性化しています。隣人の顔も知らず挨拶も交わさないなど、希薄化したコミュニティ再生への糸口となりうる、身近で地域に密着したまちづくりへの関心が高まっており、コミュニティスクール活動、自主防災組織の結成といった取り組みが広がりを見せています。

行政においても、情報公開制度や広報誌、インターネットでの情報提供、行政委員会等の会議や会議録の公開など、市民との情報の共有化のための取り組みを進めています。

さらに、「審議会等の委員の公募」、「パブリックコメント制度」などにより、様々な施策の計画段階での市民参加機会の充実を図っています。

<コミュニティ>

市民一人ひとりの個人的なつながりから、地理的範囲を条件とするもの、共通するテーマを条件としたり事業目的が共通するなど、一定の共通点のある個人や団体の“まとまり・結びつき”をいいます。

<NPO>

英語の Non-Profit Organization の頭文字をとったもので「民間非営利組織」と訳されています。このうち特定非営利活動促進法(NPO法)に基づいて、国の認証を受けた団体が、法人格を持つ「NPO法人」です。

活動は、営利を目的とする企業等とは異なり、利益を関係者に配分しないことを基本として、継続的で環境や福祉、教育などの広い分野での社会的・地域的課題の解決を目的としています。

<パブリックコメント制度>

市の重要な施策や計画、条例などを策定・制定していく中で、その施策などの素案を公表し、広く市民の皆さんに意見や情報を求め、提出された意見などを考慮して決定していくとともに、意見などに対する行政側の考え方や結果を公表するものです。恵庭市では、平成17年度から導入しています。

2 市民協働のまちづくりの考え方

1) 市民協働のまちづくり

地方分権一括法の施行により、対等・協力を基本とする国と自治体の新しい関係が構築され、これまで以上に地域の主体性や政策立案能力が問われることとなります。

また、国の画一的なまちづくりに長く依存した結果、かつての地域社会を成り立たせていた“自立・自助・互助”の精神が弱まりつつあります。こうした状況の中、まず市民自身が問題解決のために努力し、出来ない場合、地域や行政で解決にあたるという補完性の考え方が必要となります。このため、これからのまちづくりは行政だけに任せてしまうのではなく、補完性の考え方を基本としながら、最適な市民と行政の協力・連携関係をつくりあげていくことが必要不可欠です。また、市民の知識や技術、経験、行動力をこれまで以上に活かし、市民一人ひとりがさまざまな団体や個人の活動を通して、自らの考えでまちづくりに関わっていくことが求められています。

市民と行政がそれぞれの価値観や特性をお互いに理解し、役割を担い合い協力して共にまちづくりに取り組んでいく「市民と行政が共に進める相互理解と協働のまちづくり」を進めます。

< 参加・参画 >

いずれも事業主体は行政ですが、従来の行政からの一方通行の依頼に基づく、住民にとって受動的な「参加」だけにとどまることなく、計画から実現まで、能動的に、主体的に参加していくことを「参画」と捉えます。

< 補完性 >

日常生活や身の回りで発生する問題は、まず当事者である市民自身やその家庭で解決し、それができない場合は地域で、それでもできない場合は行政が解決にあたるという考え方です。これは、誰が、どのように問題を解決することが効果的で効率的か、ということを考え、見極めることでもあります。また、地域が問題解決に当たる場合には、市民活動団体等を含めた市民相互の協働と連携が必要となります。

< 協働 >

異なる能力を持った参加者が、共通の社会目的を共有しそれぞれの資源(人的あるいは物的資源)を持ち寄り、その特性を活かしながら、それぞれの自主性のもと、対等の立場で、協力してともに働くことです。まちづくりでは、市民と行政、市民相互の協働が考えられます。

2) 市民協働のまちづくりの基本原則

市民と行政とが共通の認識を持つとともに、協力と連携に基づく良好なパートナーシップを築き、それぞれの役割を担いながら市民協働のまちづくりを進めるための基本原則を定めます。

相互理解と共通認識の原則

市民と行政は、情報の交換を密接に行い情報格差を無くし、お互いの価値観や特性を正しく理解し合うとともに、協働の目的の共通認識を明確にします。

自主性と主体性の原則

市民と行政は、サービスを受ける側と提供する側ではなく、まちづくりの対等なパートナーであり、それぞれがまちづくりの主体であると認識します。

また、お互いがもたれ合う関係でなく、支え合う関係をつくりあげ、自主的にそれぞれの能力を十分発揮し、自立性や専門性を高め合い、相互に補完しながらまちづくりを考えます。

評価と公表の原則

市民協働で実施した事業を評価し、新たな事業に活かします。

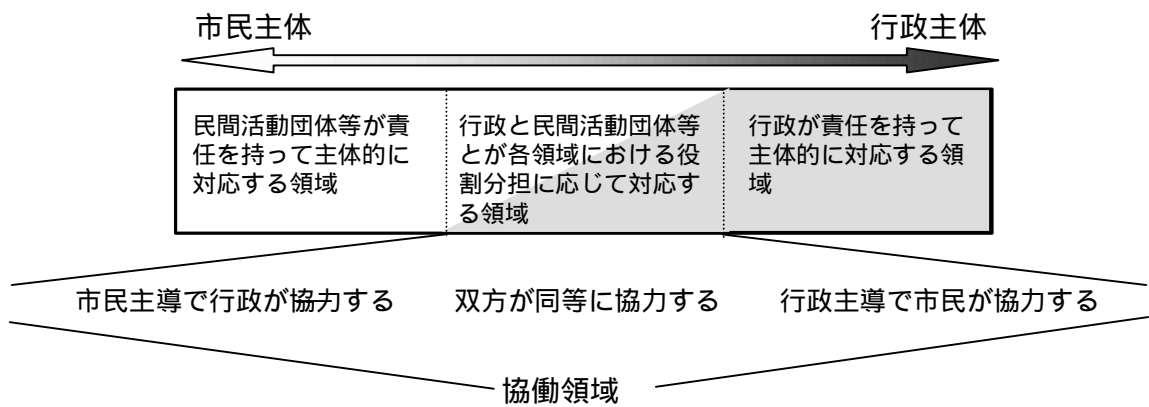
また、それぞれが持つ情報や評価の情報を広く公開、周知し、新たな協働へのきっかけとしていきます。



3) 市民と行政の領域

まちづくりには、市民と行政が独自にその責任と主体性で行う領域から、それぞれが対等の立場で、役割分担しながら連携と協力により行う協働の領域があります。

市民協働を効果的なものとするため、それぞれの領域における役割分担についての相互理解を深め、市民と行政が合意のもとまちづくりを担い合います。



3 市民と行政が協力して進めるまちづくりの課題

参加から参画へと市民にとって行政が身近になり、さらに市民と行政がパートナーとして対等な関係で協力しながら個性的なまちづくりを目指していくためには、次のような課題を解決する必要があります。

1) 協力と連携に対する共通認識

市民と行政の相互理解を進めるとともに、協力と連携に対する市民と行政の一致した考え方を確立する必要があります。

また、地域コミュニティの中で、市民どうしが共に支え合い協力し合う“市民相互の協力と連携”への理解も必要です。

2) 情報の公開と共有化

行政がもつ情報の公開と行政の説明責任を果たすことは当然のこと、そうした情報を分かりやすく伝える工夫が必要です。

市政や地域に関する多種多様な情報や市民の意見、市民活動団体の活動状況など、市民と行政それぞれが持つ情報を、これまで以上に共有できる仕組みを整備することが必要です。

3) 協力と連携の仕組みと環境づくり

すべての市民がまちづくりを考えたり、容易にまちづくりに関わることができるように、活動を支える仕組み、相互交流や情報交換のできる仕組みや活動拠点の整備が必要で

4) まちづくりへの意識の醸成とまちづくりを担う人材の確保

市民によるまちづくりの活動は単なる行政の下請けでしかないという意識から脱皮し、すべての市民が身近なまちづくりの課題の解決に自主的に関わっていこうという意識を持つことが必要です。

また、市民と行政の役割分担に基づく協力関係について十分理解して、地域活動や市民活動を担う人材が育つ手立てを講じていくことが必要です。

5) 市民と行政の協力を評価する仕組みづくり

市民と行政が協力して実施した事業について、さらに改善していくために協力と連携の視点を加えた評価の仕組みを確立する必要があります。

4 市民協働のまちづくりの進め方

基本原則と役割分担の考え方をふまえて、幸せと豊かさ、安らぎを実感できるまちをつくり育てることを目指し、市民と行政それぞれの役割を担い市民協働のまちづくりに取り組みます。

1) 市民の役割

市民や市民活動団体等は自主性と自己責任のもと、それぞれが持つ知識と経験、技術を活かし、日常的課題や地域的課題の解決に向け積極的な活動を推進し、住みよい地域づくりに努めます。

地域活動への参加

市民一人ひとりが、地域に貢献することの意義と補完性の考え方を理解し共有して、地域づくりの課題の発見から解決まで進んで関わり、取り組んでいきます。

公益的活動の推進

市民の専門的な知識や能力を、地域活動やNPO活動、ボランティア活動や企業の社会貢献活動、協働事業の評価など、お互いが支えあう地域づくりに活かしていきます。

情報の共有

行政が提供する情報を受け入れるだけでなく、市民一人ひとりが積極的に情報の収集と公開に努めます。

参加協働機会の活用

行政が設置し実施するパブリックコメントや審議会、各種委員会等への関心を高め、まちづくりへの参加機会と捉え積極的に活用を図ります。

2) 行政の役割

行政は参加と協働による事業を行うなどの適切な施策を実施し、協働によるまちづくりが活発に行われる環境づくりに努めます。

意識の改革と担い手の確保

市民協働のまちづくりを積極的に進めていく上で、それを支える人材の確保が重要です。このための手立てとして、リーダー研修会や人材養成講座などを実施するほか、市民活動団体などが自主的に行う人材育成を支援します。さらに、ボラ

ンティア登録制度を充実し、活用を図ります。

また、将来のまちづくりを担う子どもたちには、地域活動やボランティア体験などを通じて、協働への理解を深める機会を提供します。

市民協働のまちづくりを進めるためには、市職員の協働に対する意識の高まりが必要です。このため、本指針の周知徹底を図るとともに、市民活動や協働に関する職員研修を充実し、職員一人ひとりの理解を深めコーディネートできる能力の向上を図ります。また、業務上はもとより市民の一人としての実践を進めます。

情報の共有化

市の事業の実施状況や施策の検討状況、事業の評価などを広報誌や市のホームページなどを活用して、個人情報の保護に留意しながら誰にでも分かりやすい情報提供に努めます。

また、既に導入されているパブリックコメント制度の活用を図るとともに、審議会、協議会や各種委員会に関する会議録などの公表をさらに進め、市民の意見や提案を受け、市政に反映させるための仕組みを充実し、政策形成過程の透明性を高めます。

参加協働機会の拡大

自主的活動や協働の取り組みへの関心を高めるため、イベントや研修会、ボランティア講習会などを開催し、市民の幅広い参加や協働のきっかけづくりを進めます。

パブリックコメント制度や審議会などの運用が常に適切なものになるよう継続的に改善していくとともに、ワークショップなどについても積極的な活用をしていきます。さらに、参加や協働を実感できる新たな事業の創出を進めます。

また、団体相互、市民相互の情報交換・交流、活動の推進拠点として、「恵庭市交流プラザ」などの活用促進や市民自ら運営する「えにわ市民プラザ アイル」を支援します。



協働の評価と公開

市民と行政の相互理解を深めるとともに市民協働のまちづくりの広がりとその改善のため、既に実施されている行政評価制度については、市民協働を評価基準の主要な観点に含め、さらに、市民参加による協働事業の評価手法について検討を進めます。また、その評価結果を公表するとともに、評価による改善を次の協働事業に活かしていく、マネジメントサイクルの確立を図ります。

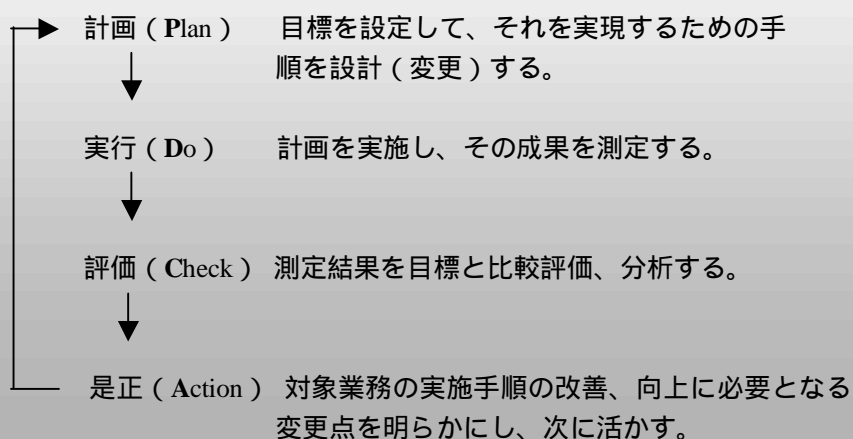
<行政評価制度>

行政の政策、施策、事務事業等について、実施前、実施中、実施後に成果を重視した評価を行い、次の実施に活かしていく制度。

<マネジメントサイクル（PDCA サイクル）>

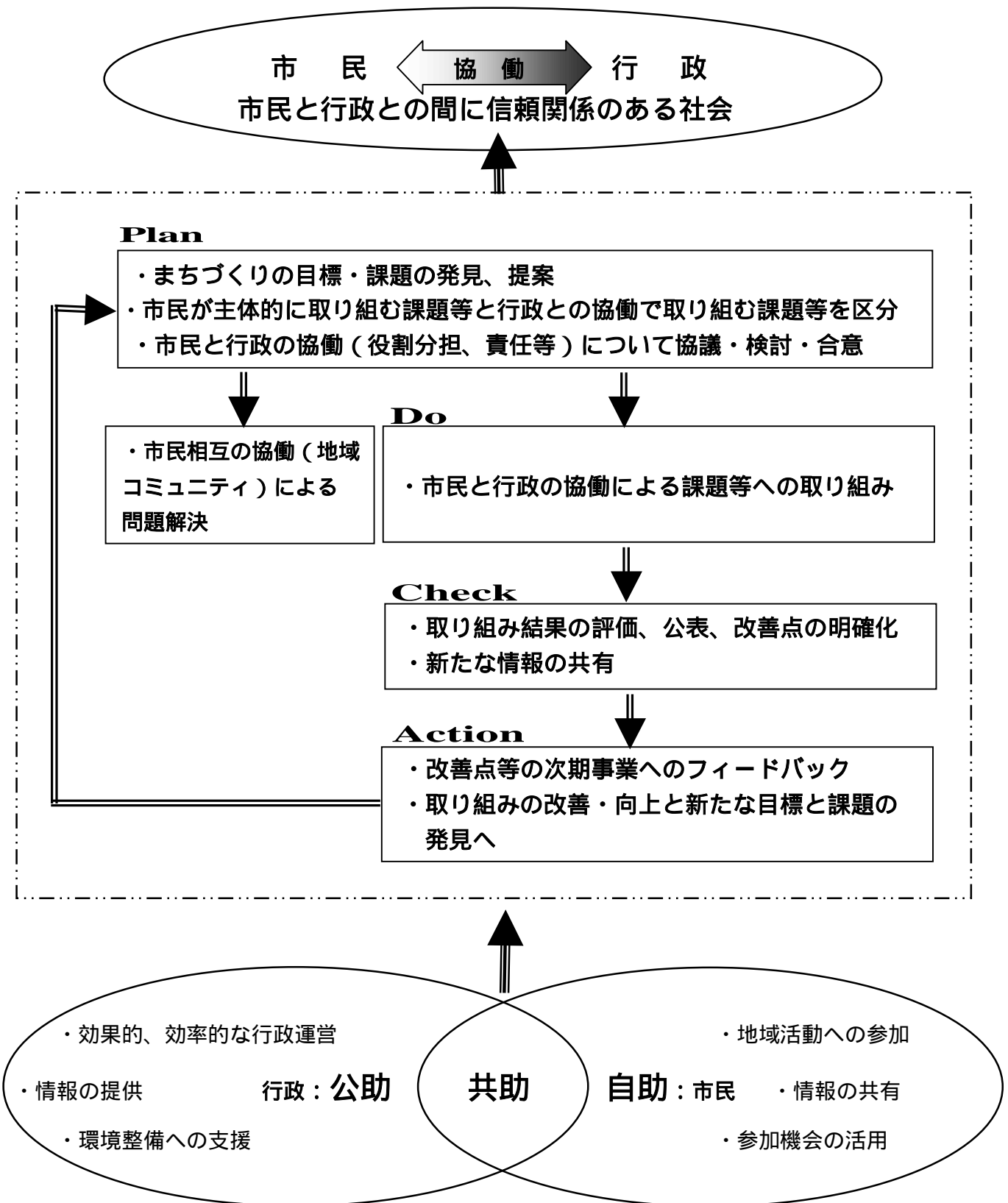
「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「是正（Action）」の各過程を順に実施し、最後の「是正（Action）」を次の計画に結び付け、継続的に業務改善を推進する手法。

恵庭市では、平成14年3月のISO14001認証取得を機に、環境関係業務に限らず全ての業務へのPDCAサイクルの導入を進めています。



3) 市民協働のまちづくりの手順

市民協働のまちづくりを効果的・効率的に進めていくため、基本的な手順を示します。



6 指針の見直し

1) 指針の見直し

市民協働のまちづくりの取り組みは、まだ確立したものではなく、時間をかけて市民と行政相互の理解を深めながら実践していかなければなりません。

このため、これから展開される様々な地域や分野での市民協働事業を実践しながら、時代に合ったより良い指針としていくため、定期的に見直しを行います。

2) 条例化の検討

地方分権時代の自治体の基本ルールとして、市民参加の保障や自治運営の役割を規定する（仮称）自治基本条例の制定については、その必要性などについて理解を深めながら、本指針による市民協働の意識の高まりや取り組みの定着を踏まえ、市民と行政が違和感無く参加と協働やそれぞれの役割について理解できるとお互いに判断できる状況の中で、必要性を十分理解し実効性のある（仮称）自治基本条例の制定について検討していきます。

<（仮称）自治基本条例>

地方自治体の法体系の頂点に位置付けられる条例として、市民のまちづくりの権利や義務、行政や議会の責務や役割を規定するもので、地方自治体の憲法と言われています。

おわりに

これまで、市民と行政はまちを構成するメンバーとして、全体的なまちづくりや地域で暮らしていくための様々な分野で、それぞれの役割を担ってきました。

しかし、市民が自ら考え行動し、責任を負わなければならない分権型社会の中では、安心して暮らせるまちにしていくため、お互いの力と限界を理解し助け合い、協働してまちづくりを担い合っていく必要があります。

そこで、市民協働のまちづくりを進めていくため、本指針を策定しました。

今後は、本指針を基に、さらなる市民協働のまちづくりの推進を目指し、市民と行政双方が市民協働の考え方、進め方の理解を深めていくとともに、新たな事業や市民協働の手法などについても、積極的に取り組んでいきます。

まちづくりは、市民だけが行うものでも行政だけが行うものでもなく、お互いが協力して行っていくものです。批判から提言へ、提言から行動へ。まず、一人ひとりがまちづくりについて考えてみる、そして参加していくところから始まります。



戻る